

山口市障害福祉サービス実施計画

第四次山口市障害福祉計画
第二次山口市障害児福祉計画

令和3年度～令和5年度

令和3年3月

山 口 市

「山口市障害福祉サービス実施計画」の策定にあたって

近年、少子高齢化の進展や家族形態の変化、福祉ニーズの多様化、さらには災害・感染症の発生など、障がい児者を取り巻く状況が大きく変化しております。

こうした中、国においては、平成26年に批准した「障害者の権利に関する条約」の理念を踏まえ、平成28年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行や「発達障害者支援法」の改正が行われるなど、障がい児者に係る重要な法の整備が進められてきました。



このたび、現行の「山口市障害福祉サービス実施計画(第三次山口市障害福祉計画・第一次山口市障害児福祉計画)」の期間が令和2年度をもって終了することから、国の基本指針や県の動向、本市における障害福祉サービス実施計画の成果目標に対する進捗状況等を踏まえ、障害福祉サービス等の一層の充実を図るために、「第四次山口市障害福祉計画・第二次山口市障害児福祉計画」を策定いたしました。

本計画では「障がいのある人もない人も、人格と個性が尊重され、自分らしく共に暮らせるまちづくり」を基本目標とした「山口市障がい者きらめきプラン(第三次山口市障害者計画)」と調和を保ちながら、障害福祉サービス等の見込量及びその確保のための方策を定め、その充実に努めるとともに、障がいのある人もない人も、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていける共生社会の実現を目指してまいります。

最後に、本計画の策定にあたりまして、貴重な御意見や御提言をいただきました、山口市障がい福祉施策懇話会の皆様をはじめ、アンケート調査等を通じて御協力いただきました多くの市民の皆様、障害福祉サービス等事業者の皆様に対しまして、心からお礼申し上げます。

令和3年3月

山口市長 渡辺 純忠

目 次

第1章 計画策定にあたって		
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	2
4	計画の策定体制等	2
5	計画策定等に係る国・県の主な動向・社会情勢	4
6	令和5年度末に向けた成果目標	6
7	障害福祉サービス等の体系	8

第2章 障害福祉サービス等提供体制確保に関する成果目標		
成果目標 1	施設入所者の地域生活への移行	9
成果目標 2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	11
成果目標 3	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	15
成果目標 4	福祉施設から一般就労への移行等	17
成果目標 5	障害児支援の提供体制の整備等	20
成果目標 6	相談支援体制の充実・強化等	22
成果目標 7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	25

第3章 総合支援法に基づくサービスの必要な量の見込みとその確保策		
1	訪問系サービス	27
2	日中活動系サービス	30
3	居住系サービス	36
4	相談支援	38
5	発達障害者等に対する支援	40

第4章 児童福祉法に基づくサービスの必要な量の見込みとその確保策		
1	障害児通所支援	42
2	障害児入所支援【県事業】	46
3	子ども・子育て支援	47

第5章 地域生活支援事業の必要な量の見込みとその確保策

1 必須事業	
(1) 理解促進研修・啓発事業	48
(2) 自発的活動支援事業	49
(3) 相談支援事業	50
(4) 成年後見制度利用支援事業	51
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	52
(6) 意思疎通支援事業	52
(7) 日常生活用具給付等事業	54
(8) 手話奉仕員養成研修事業	55
(9) 移動支援事業	56
(10) 地域活動支援センター事業	57
2 任意事業（市町村が自主的に取り組む事業）	
(1) 日中一時支援事業	59
(2) 訪問入浴サービス事業	60
(3) 巡回支援専門員整備事業	61
(4) 社会参加支援事業	62

第6章 計画の推進

1 計画の進行管理	64
-----------	----

資料編

1 障がい者・障がい児の現状	65
2 第三次山口市障害福祉計画・第一次山口市障害児福祉計画の実績値	83
3 各種アンケート等報告書	91
4 用語解説	101
5 計画の策定経過	105
6 山口市障がい福祉施策懇話会設置要綱	106
7 山口市障がい福祉施策懇話会委員名簿	108

「障害」の表記

この計画における「障害」の表記については、市で定める指針「「障害」を「障がい」と表記することについて」に基づき、「障害」という言葉が、人や人の状態を表す場合は「障がい」と表記します。それ以外の国の法令、地方公共団体の条例等に基づく制度や施設名、法人名、団体等の固有名詞等については、そのまま「障害」と表記します。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、障害福祉サービスの提供体制の確保と円滑な実施に向けて、平成18年3月の「第一次山口市障害福祉計画(第1期)」策定以降、3年ごとに計画の見直しを行い、平成30年度からは新たに、障害児通所支援の提供体制の確保と円滑な実施に向けた「第一次山口市障害児福祉計画」も併せて策定し、一体的に取り組を進めてきたところです。

本計画は、「第三次山口市障害福祉計画・第一次山口市障害児福祉計画」での実績や課題を整理・検証し、新たな計画期間における障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標、各年度における障害福祉サービス等の必要な量の見込みとその確保策について定め、障害福祉サービス等の計画的かつ円滑な提供の推進を図るものです。

2 計画の位置付け

「山口市障害福祉サービス実施計画(山口市障害福祉計画・山口市障害児福祉計画)」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「総合支援法」という。)第88条に規定される「市町村障害福祉計画」、並びに平成30年度から策定が義務付けられた児童福祉法第33条の20に規定される「市町村障害児福祉計画」として一体的に策定するものです。策定にあたっては、国より定められた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下「基本指針」という。)や、県の策定方針に即したものとなるよう配慮しました。

また、別に定める「山口市障がい者きらめきプラン」は、「障がいのある人もない人も、人格と個性が尊重され、自分らしく共に暮らせるまちづくり」を基本目標に掲げ、障がい者福祉施策の**基本計画**としての性格を有しています。本計画は、その中の障害福祉サービス分野の数値目標などを定めた**実施計画**として位置付けています。

また、上位計画である「第二次山口市総合計画」や「山口市地域福祉計画」との整合性を図り、個別計画である「山口市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「山口市子ども・子育て支援事業計画」、その他の関連計画等とも関連付けるものです。



3 計画の期間

国の基本指針により、「障害福祉計画等は、3年を1期として作成することとする」と定められていることから、本計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。

	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
山口市	第二次障害福祉計画 (第1期)			第二次障害福祉計画 (第2期)			障害福祉サービス実施計画 (第三次障害福祉計画) (第一次障害児福祉計画)		障害福祉サービス実施計画 (第四次障害福祉計画) (第二次障害児福祉計画)			
	第二次障害者基本計画						障がい者きらめきプラン (第三次障害者計画)					
県	やまぐち障害者いきいきプラン (2013～2017)						やまぐち障害者いきいきプラン (2018～2023)					
国	障害福祉計画に係る基本指針 (第3期)			障害福祉計画に係る基本指針 (第4期)			障害福祉計画に係る基本指針 (第5期)			障害福祉計画に係る基本指針 (第6期)		

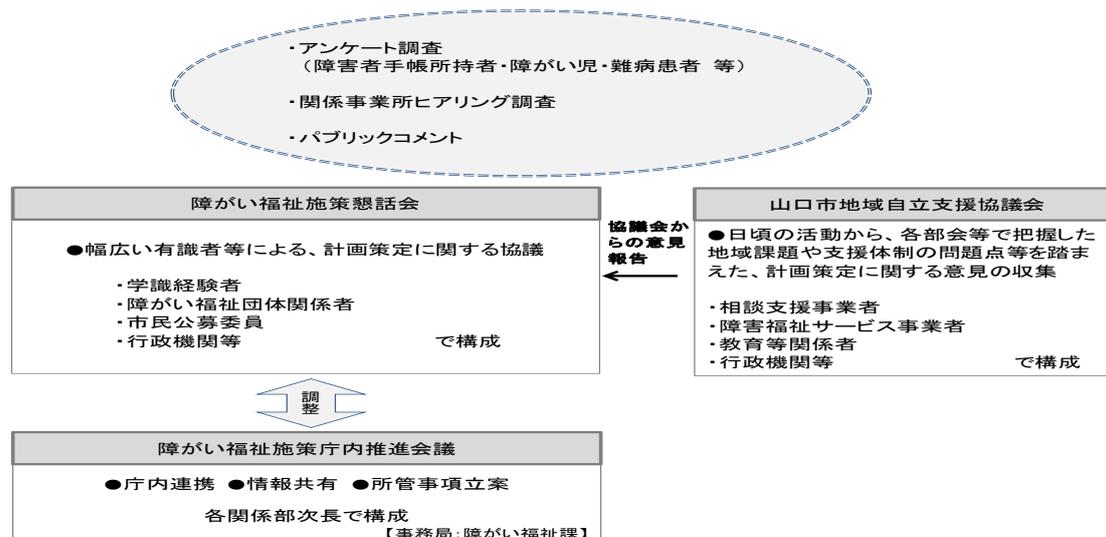
4 計画の策定体制等

本計画の策定にあたっては、学識経験者、障がい者団体関係者、公募によって選ばれた市民等で構成される「山口市障がい福祉施策懇話会」を設置し、関係者や市民からの意見の集約を図りながら策定しました。

なお、総合支援法第88条第9項においては、「市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会(自立支援協議会)の意見を聴くよう努めなければならない」と定められていることから「山口市地域自立支援協議会」から意見を収集しました。

また、支援ニーズ把握のためのアンケート調査、関係事業所ヒアリング等調査及びパブリックコメントを行い、障がい当事者や市民等の意見を計画に反映させました。

《計画策定体制図》



■アンケート調査

	障がい者対象調査		障がい児等対象調査		子ども・子育て支援に関するニーズ調査
調査対象	令和元年10月1日時点の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者	令和元年8月1日時点の障害児通所支援利用者の保護者	令和元年8月1日時点の18歳未満の身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳所持者の保護者	各総合支援学校及び特別支援学級在籍児童生徒の保護者、各通級指導教室通級児童生徒の保護者	障害児通所支援を利用中の児童の保護者(令和2年7月から9月までの障害児通所支援の更新対象者)
目的	・サービス等の利用希望の把握 ・サービス利用における満足度や問題点の把握 ・必要とされるサービスの把握 等		・サービス等の利用希望の把握 ・サービス利用における満足度や問題点の把握 ・必要とされるサービスの把握 等		・子ども・子育て支援の利用ニーズの把握
関連施策	第3章 総合支援法に基づくサービス等の必要な量の見込みとその確保策		第4章 児童福祉法に基づくサービス等の必要な量の見込みとその確保策		第4章 児童福祉法に基づくサービス等の必要な量の見込みとその確保策
配布数	1,000人	747人(重複者338人除く) 550人		535人	1,100人
抽出方法	層化抽出法		全対象者		小学6年生以下全員
調査方法	郵送配布・郵送回収		郵送配布・郵送回収		各学校にて配布・郵送回収
回収数	535人		621人		70人
回収率	53.5%		621/1,638(1,847-重複した調査票209)=37.9%		66.7%
調査期間	令和元年11月1日～11月27日		令和元年10月1日～10月25日		令和2年7月～9月

■事業所ヒアリング等調査

	相談支援事業所 グループヒアリング	施設入所支援事業所 アンケート調査	生活介護事業所 アンケート調査	就労系事業所 アンケート調査	障害児通所支援事業所 アンケート調査
調査対象	山口市内の全指定特定(障害児)相談支援事業所	山口市内の全施設入所支援事業所	山口市内の全生活介護事業所	山口市内の全就労系(就労移行支援、就労継続支援)事業所	山口市内の全障害児通所支援事業所
目的	・相談支援体制充実のための基礎資料 ・福祉サービスの量の把握 ・子ども・子育て支援の利用ニーズの把握	・当該事業の課題の把握 ・当該事業の見込量の把握 ・地域移行への移行者数の把握	・当該事業の課題の把握 ・当該事業の見込量の把握 ・総合支援学校卒業生のサービス利用把握	・当該事業の課題の把握 ・当該事業の見込量の把握 ・一般就労への移行者数等の把握	・当該事業の充足状況 ・今後の事業拡大見込み 等
関連施策	第3章 総合支援法に基づくサービスの必要な量の見込みとその確保策 第4章 児童福祉法に基づくサービスの必要な量の見込みとその確保策 等	第3章 総合支援法に基づくサービスの必要な量の見込みとその確保策	第3章 総合支援法に基づくサービスの必要な量の見込みとその確保策	第3章 総合支援法に基づくサービスの必要な量の見込みとその確保策	第4章 児童福祉法に基づくサービス等の必要な量の見込みとその確保策
対象事業所数	12事業所	6事業所	18事業所	36事業所	31事業所
抽出方法	-	-	-	-	-
調査方法	事前にアンケートを送付した後ヒアリング実施	メール送付・回収	メール送付・回収	メール送付・回収	メール送付・回収
調査期間	令和2年9月24日	令和2年8月	令和2年8月	令和2年8月	令和2年8月

5 計画策定等に係る国・県の主な動向・社会情勢

(1) 国の基本指針の見直し

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応できるよう、また、障害福祉サービス等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるよう、国の基本指針の見直しが行われ、以下の項目を計画の施策や成果目標に位置付けることとしました。

相談支援体制の充実・強化等 ※新たな成果目標

障がい者等が、地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障害福祉サービス等の提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。相談支援体制に関して、改めて地域における相談支援体制について検証・評価を行うとともに、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の更なる強化・充実に向けた検討をする必要があります。

障害福祉サービス等の質を向上するための取組に係る体制の構築 ※新たな成果目標

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要であることから、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制を構築する必要があります。

発達障害児等に対する支援 ※新たな活動指標

発達障がい児者の早期発見・早期支援には、発達障がい児者及び家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身に付け、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保する必要があります。

(2)山口県手話言語条例の制定に伴う取組の更なる推進

山口県において、手話が言語であるという認識の下に、手話を必要とする聴覚障がい者の方々が手話を使用して生活することができる地域社会の実現を目指し、令和元年10月に「山口県手話言語条例」が制定されました。この中で、市町の役割として、手話の普及・習得の機会の確保に関する施策の実施に努めること等が定められたことから、意思疎通支援事業の更なる推進を図る必要があります。

(3)災害・感染症対策

近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、事業所等と連携したこれらへの備えの重要性が高まっています。また、感染症感染防止のため示された「新しい生活様式」の実践が求められています。



6 令和5年度末に向けた成果目標

国の基本指針の見直しを踏まえ、下記の7つの成果目標を設定します。
成果目標の考え方や目標達成のための方策は、第2章に掲載しています。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

施設に入所している障がいのある人が、グループホームや一般住宅等に移行し、地域生活を送ることができるようになることを目指した成果目標。

- ①地域生活移行者数 ②施設入所者の削減数

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい(発達障がい及び高次脳機能障がいを含む)にも対応した地域包括ケアシステムの構築についての成果目標。(成果目標は、県が設定。)

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり等の機能を集約する拠点の充実についての成果目標。

- ①拠点等の運用状況の検証及び検討 ※現時点、拠点未整備

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者について、就労移行支援事業所等を通じて一般就労への移行を推進するための成果目標。

- ①一般就労移行者数 ②就労定着支援事業の利用者数

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターなど、障害児支援の提供体制を確保するための成果目標。

- ①児童発達支援センターの設置 ②保育所等訪問支援事業所の設置
③主に重症心身障害児を支援する事業所の設置 ④医療的ケア児のための協議の場の設置等

(6) 相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】

相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保するための成果目標。

- ①総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保

(7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新たな項目】

サービスの質の向上を図るための体制を構築するための成果目標。

①障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築

上記の成果目標の設定のほか、国の基本指針に基づき、活動指標を設定している項目があります。活動指標の考え方等についても、第2章に掲載しています。

・成果目標

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、障害福祉サービス及び障害児通所支援の提供体制の確保に係る目標が、国の基本指針に定められています。

・活動指標

成果目標を達成するために必要な見込量等。

	項 目	市町村の成果 目標の記載	市町村の活動 指標の記載
成果目標 1	施設入所者の地域生活への移行	有	—
成果目標 2	精神障害にも対応した 地域包括ケアシステムの構築	県が記載	有
成果目標 3	地域生活支援拠点等有する機能の充実	有	有
成果目標 4	福祉施設から一般就労への移行等	有	有
成果目標 5	障害児支援の提供体制の整備等	有	—
成果目標 6	相談支援体制の充実・強化等	有	有
成果目標 7	障害福祉サービス等の質を向上させるため の取組に係る体制の構築	有	有



7 障害福祉サービス等の体系

各種サービスの体系は下表のとおりです。

前項の7つの成果目標を達成するために必要なサービス提供量等の見込みとその確保策については、第3章から第5章に掲載しています。

1 総合支援法に基づくサービス	
(1)訪問系サービス	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援
(2)日中活動系サービス	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所
(3)居住系サービス	施設入所支援、共同生活援助(グループホーム)、自立生活援助
(4)相談支援	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援
(5)【新】発達障害者等に対する支援	ペアレントプログラム、ペアレントトレーニング、ペアレントメンター、ピアサポート
2 児童福祉法に基づくサービス	
(1)障害児通所支援	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、障害児相談支援
(2)障害児入所支援【県事業】	福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
(3)子ども・子育て支援	保育所、認定こども園、放課後児童クラブ
3 地域生活支援事業	
【必須事業】	
(1)理解促進研修・啓発事業	講座の開催・広報活動等
(2)自発的活動支援事業	ピアサポート・災害対策・孤立防止活動支援・社会活動・ボランティア活動支援
(3)相談支援事業	障害者相談支援事業、基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業
(4)成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用にあたっての費用助成
(5)成年後見制度法人後見支援事業	法人後見制度実施のための研修、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築 等
(6)意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業・手話奉仕員派遣事業・要約筆記者派遣事業・手話通訳者設置事業
(7)日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具・自立生活支援用具・在宅療養等支援用具・情報意思疎通支援用具・排泄管理支援用具 等
(8)手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員養成研修の実施
(9)移動支援事業	ガイドヘルパーの派遣
(10)地域活動支援センター事業	地域活動支援センター(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ型)での通所サービスや意識啓発事業 等
【任意事業】	
(11)市が自主的に取り組む事業	日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業、巡回支援専門員整備事業、社会参加支援事業

【成果目標】

- 1 施設入所者の地域生活への移行
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 障害児支援の提供体制の整備等
- 6 【新】相談支援体制の充実・強化等
- 7 【新】障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第2章 障害福祉サービス等提供体制確保に関する成果目標

本章では、国の基本指針により、障害福祉サービス等の提供体制確保についての成果目標を、本市における実情に応じて設定するものです。

1 施設入所者の地域生活への移行

施設に入所している障がいのある人が、グループホームや一般住宅等に移行し、地域生活を送ることができるようになることを目指し、令和5年度末における目標を下記のとおり設定します。

【成果目標①】 施設入所から地域生活に移行する者の数

【成果目標②】 施設入所者の削減数

第四次計画の成果目標と考え方

■国が示す基本的な考え方

- ①令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
 - ②令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者から1.6%以上削減することを基本とする。
- *令和2年度末において、令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は未達成割合を加える。

本市における考え方

【成果目標①】

施設入所から地域生活に移行する者の数について、国が示す目標値は上記のとおりですが、山口県では、この考え方を基本に、山口県の第5期計画における実績見込値(1.6%)も踏まえ、実現可能な目標設定を求めています。

こうしたことから、本市の目標値を、山口県の第5期計画における令和2年度実績見込値である1.6%とします。



【成果目標②】

施設入所者の削減数について、山口県の第5期計画においては、削減目標であった2.0%を達成する見込みです。

一方で、本市の第三次計画の削減目標である2.0%の達成が困難な状況にあることを踏まえ、本市の目標値を国が示す目標値と同じ1.6%とします。

項目	目標	算出根拠等
【成果目標①】 令和5年度末の地域生活移行者数	4人	令和元年度末時点の施設入所者231人 (*)を基準とし、1.6%の人がグループホームなどへ移行すると見込む
【成果目標②】 令和5年度末の施設入所者の削減数	4人	令和元年度末時点の施設入所者231人 (*)を基準とし、1.6%の削減を見込む

(*)令和元年度末時点の施設入所者231人は、令和元年度末時点の施設入所者数246人から本市における継続入所者15人を除いた人数。

継続入所者数とは、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(以下「整備法」という。)」による改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等(以下「旧指定施設等」という。)に入所していた者(18歳以上の者に限る。)であって、整備法による改正後の法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所しているものの数。

目標達成のための方策

【成果目標①】

・障がいのある人が円滑に地域に移行し、地域生活を継続していくための必要な支援体制の整備について、自立支援協議会等を活用し、引き続き取り組みます。

【成果目標②】

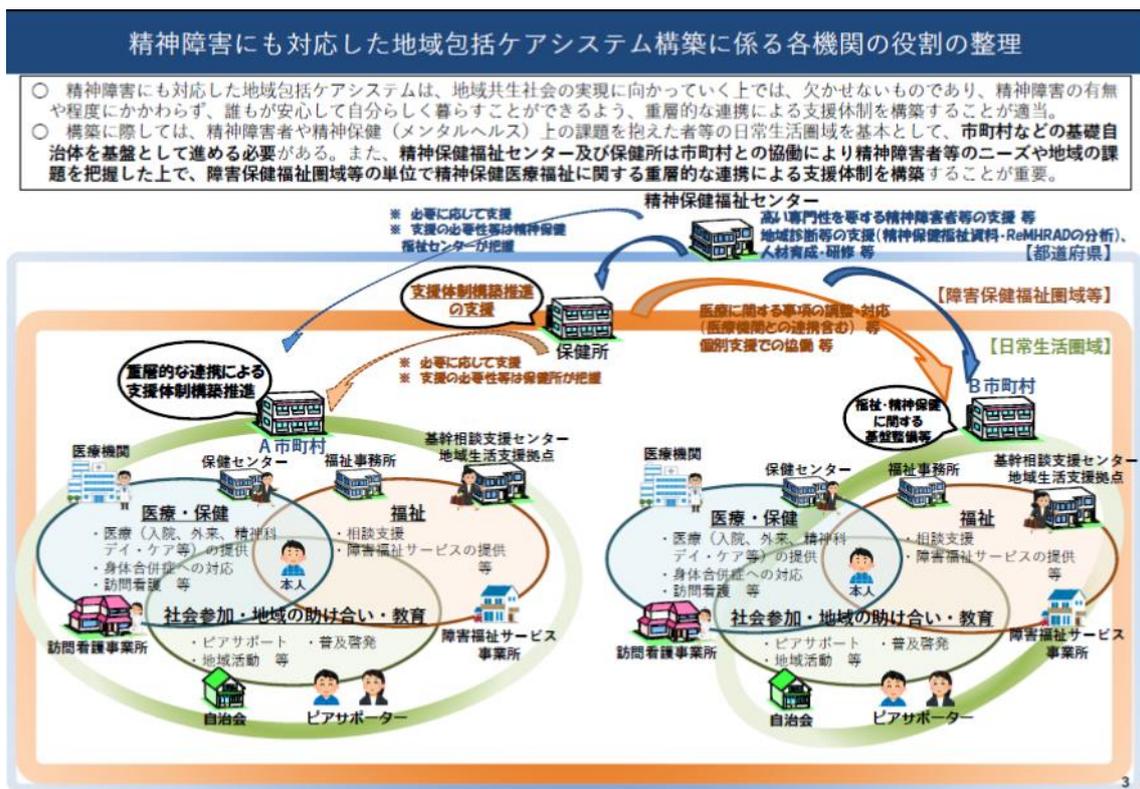
・地域生活支援拠点等の設置を目指し、地域の相談体制を強化し、本人や家族の意向を伺いながら地域での生活を支援できる体制の整備を継続します。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、本市の第三次計画期間内に、保健、医療、福祉関係者の協議の場の設置を進め、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について検討していくことが求められたところです。

本市においては、当該システムの構築を推進していくためには、地域の医療サービスに係る体制整備が重要であることから、協議の場としては、山口・吉南地区地域ケア連絡会議(次ページ*)に「障がい者地域移行専門部会」を設置し、協議の場として活用していくこととしています。

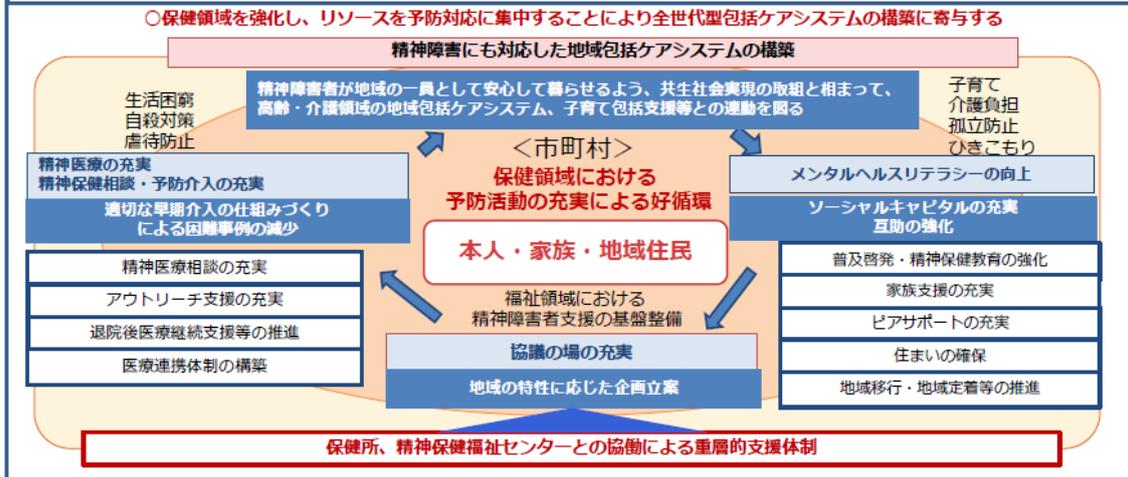
令和2年度、国において「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」が開催されています。当該システムの構築の主体は市区町村であることを基本とし、保健所や精神保健センターが専門的な立場から市区町村を重層的に支援する体制が必要であり、本市においても精神保健体制のあり方等を検討していくことが必要です。(図表1及び2)



図表1:「第4回精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」資料

市町村における精神保健体制整備の必要性

- メンタルヘルスの問題は多くの人々の生活に構造的にかかわっており、様々な虐待や生活困窮、自殺対策などの社会問題の解決にも重要であること、特に**困難な事例ほどメンタルヘルスに配慮した介入が必要**であることが改めて確認される必要がある。
- 公衆衛生においては、未治療・治療中断の精神障害者、ひきこもり、依存症、虐待、セルフネグレクト、孤独死、長期入院者の地域移行支援、自殺など、精神保健医療福祉が関係する多様な問題が深刻化することを予防するために、**予防対応のためのリソースを確保**する必要がある。
- 市町村を中心として、住民のメンタルヘルスリテラシーの向上、精神保健相談、予防介入、精神医療の充実を、協議の場を通して連動させることで、個別の事業・政策を精神障害にも対応した地域包括ケアシステムとして構築することが必要。



出典：令和元年度 厚生労働行政推進調査事業費補助金障害者政策総合研究事業「地域精神保健医療福祉体制の機能強化を推進する政策研究」（研究代表者：藤井千代）分担研究「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに関する研究」（分担研究者 野口正行） 5

図表2：「第3回精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」資料

成果目標については、以下の3点を県が目標設定します。

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数
- ・精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)
- ・精神病床における早期退院率(入院後3か月・6か月・1年時点の退院率)

(*)山口・吉南地区地域ケア連絡会議は、山口市にある保健、医療、福祉の関係団体及び関係行政機関の協議により、山口市内の高齢者及び障がい者等の在宅ケアを推進するため、連絡調整を図り、もって高齢者等の健康と福祉の向上に資することを目的とする会議体。

成果目標を達成するための「活動指標」については、国が示す基本的な考え方に基づき設定します。

第四次計画の活動指標と考え方

■国が示す基本的な考え方

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、次に掲げる活動指標の数値の見込みを設定する。(活動指標①～⑦)

①市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、**協議の場の一年間の開催回数**の見込みを設定する。

②市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと(医療にあつては、精神科及び精神科以外の医療機関別)の**参加者数**の見込みを設定する。

③市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、**協議の場における目標設定及び評価の実施回数**の見込みを設定する。

④現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち**地域移行支援の利用が見込まれる者の数**等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

⑤現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち**地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数**等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

⑥現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち**地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数**等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

⑦現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち**地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数**等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

本市における活動指標と見込値

【活動指標①～③】

山口・吉南地区地域ケア連絡会議「障がい者地域移行専門部会」や、自立支援協議会等での協議を想定しています。

【活動指標④～⑦】

現在の利用者数等を踏まえ、見込数を算出しています。

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	回	1	2	2
②保健、医療(精神科、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数	人	10	10	10
③保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1
④精神障害者の地域移行支援の利用者数	人	1	2	3
⑤精神障害者の地域定着支援の利用者数	人	1	2	3
⑥精神障害者の共同生活援助の利用者数	人	53	54	55
⑦精神障害者の自立生活援助の利用者数	人	1	2	2

目標達成のための方策

・地域移行に伴う住まいの受け皿の確保を推進します。また、65歳以上の長期入院患者については、介護保険制度の活用も踏まえ、障がいの特性に十分に配慮しながら、地域移行の検討をします。

・関係機関と連携を図りながら、メンタルヘルスに課題を持つ人や精神障がいの程度によらず地域生活に関する相談に対応できるような重層的な連携による支援体制について検討します。

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活を支援するための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり等）を整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備（地域生活支援拠点等の整備）が、国が示す新たな目標として本市の第三次計画に盛り込まれました。

図表3に、その整備手法（イメージ）が示されていますが、本市の第三次計画期間中には整備方針等具体的な協議には至りませんでした。

図表4に示されているように、今後、地域アセスメントを十分に行い、PDCA サイクルの視点で、具体的な整備に向けて取組を実施する必要があります。

【成果目標】 地域生活支援拠点等の整備及びその運用状況の検証及び検討

第四次計画の成果目標と考え方

■国が示す基本的な考え方

地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

本市における考え方

本市では、地域生活支援拠点等が未整備であることから、令和5年度までに地域生活支援拠点等を確保し、年1回以上はその機能の充実に向けた運用状況の検証及び検討を行う体制を整備します。

項目	目標	算出根拠等
地域生活支援拠点等の整備	1か所	令和5年度までに確保する
機能の充実に向けた運用状況の検証及び検討	年1回	令和5年度までに実施体制を整備

目標達成のための方策

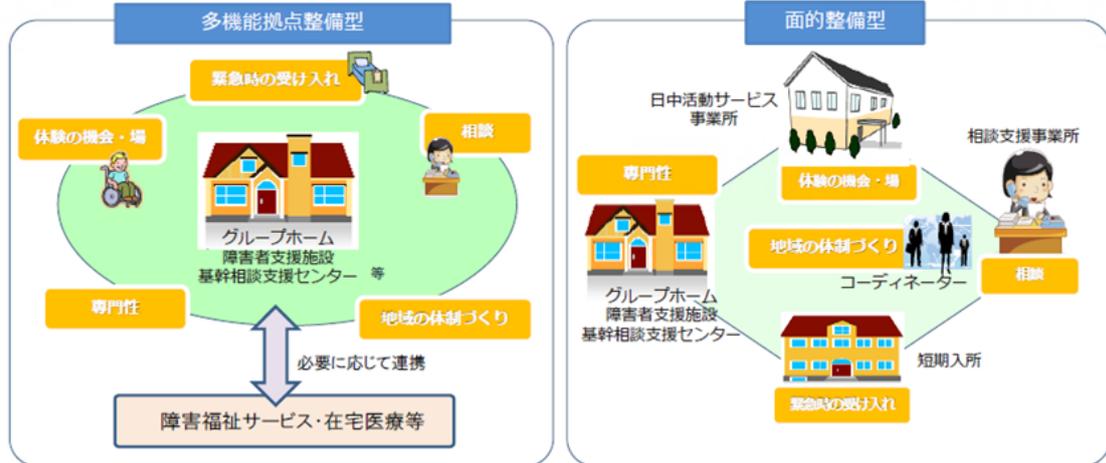
・短期入所、グループホーム、相談支援などの事業者とのネットワークによる面的整備を基本として、どの機能を優先させるか等、地域生活支援拠点の整備について検討する部会を設置し、目標達成に向けて取り組めます。

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●**地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）** ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



図表3: 厚生労働省資料

地域生活支援拠点等の整備、必要な機能の強化・充実のプロセス(イメージ)

○ 地域生活支援拠点等の整備にあたっては、地域アセスメントを十分に行い、支援者・関係者が一体となって整備するとともに、整備後も地域のニーズ・課題に応えられているか、必要な機能の水準や充足について、PDCAサイクルの視点で、継続的に検証・検討を行う必要がある。

⇒ **必要な機能等の強化・充実を図ることで、地域生活支援体制の推進につながる。**



図表4: 厚生労働省資料

4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者について、就労移行支援事業等を通じて一般就労への移行を推進するための目標を設定します。

【成果目標①】 一般就労への移行者数

【成果目標②】 就労定着支援事業の利用者数

第四次計画の成果目標と考え方

■国が示す基本的な考え方

- ①令和5年度中に一般就労に移行する人数を、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定める。(就労移行支援: 1.30倍以上、就労継続支援A型: 1.26倍以上、就労継続支援B型: 1.23倍以上)
- ②一般就労の定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

本市における考え方

本市の第三次計画の成果目標の進捗状況は、順調な実績の推移を示していることから、国が示す基本的な考え方に基づき目標値を設定します。

項目	目標	算出根拠等
【成果目標①-1】 令和5年度の一般就労移行者数	39人	令和元年度中に福祉施設から一般就労に移行した30人を基準とし、国が示す伸び率1.27倍から算出した者の数
【成果目標①-2】 令和5年度の就労移行支援事業から一般就労への移行者数	23人	令和元年度の就労移行支援事業から一般就労へ移行した17人を基準とし、国が示す伸び率1.30倍から算出した者の数

【成果目標①-3】 令和5年度の就労継続支援A型事業 から一般就労への移行者数	4人	令和元年度の就労継続支援事業A型事業から一般就労へ移行した3人を基準とし、国が示す伸び率1.26倍から算出した者の数
【成果目標①-4】 令和5年度の就労継続支援B型事業 から一般就労への移行者数	12人	令和元年度の就労継続支援事業B型事業から一般就労へ移行した9人を基準とし、国が示す伸び率1.23倍から算出した者の数
【成果目標②】 令和5年度における就労定着支援事業の利用者数	28人	【成果目標値①-1】で見込む令和5年度の一般就労移行者数39人の7割が就労定着支援事業を利用することとする

成果目標を達成するための「活動指標」については、国が示す基本的な考え方に基づき設定します。

第四次計画の活動指標と考え方

■国が示す基本的な考え方

活動指標として、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型事業所から一般就労への移行者の年間の見込み数を設定する。

本市における活動指標と見込値

令和5年度の一般就労移行者数として設定している39人に段階的に近づけていくことを想定しています。

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援事業所等から一般就労への移行者数	人	32	35	39

目標達成のための方策

- ・就労移行支援の利用促進につながるよう積極的に関係機関との連携を強化します。
- ・自立支援協議会において、民間企業の障がいへの理解を深めるための取組を継続します。
- ・引き続き、就労定着支援事業所の開設を促していくとともに、就労系事業所に関する情報提供及び関係機関に対する周知に取り組みます。

<参考>

本市の第三次計画で掲げた成果目標についての達成状況は下記のとおりです。

【成果目標①】 令和2年度の一般就労移行者数

令和2年度目標	令和元年度実績	令和元年度時点 達成率
29人	30人	103.4%

【成果目標②】 令和2年度末における就労移行支援事業の利用者数

令和2年度目標	令和元年度実績	令和元年度時点 達成率
25人	36人	144.0%

【成果目標③】 令和2年度末の就労移行率3割以上事業所数

令和2年度目標	令和元年度実績	令和元年度時点 達成率
5割	7割	140.0%

【成果目標④】 令和2年度末における就労定着支援による支援開始から1年後の定着率

令和2年度目標	令和2年度実績	令和2年度時点 達成率
57%	※令和3年度に集計	



5 障害児支援の提供体制の整備等

障害児通所支援等における障がい児及びその家族に対する支援について、障がい種別ごとのニーズやライフステージに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備が必要です。

【成果目標①】 児童発達支援センターの設置

【成果目標②】 保育所等訪問支援事業所の設置

【成果目標③】 主に重症心身障害児を支援する事業所の設置

【成果目標④】 医療的ケア児のための協議の場の設置等

第四次計画の成果目標と考え方

■国が示す基本的な考え方

- ①令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- ②令和5年度までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ③令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- ④令和5年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

本市における考え方

【成果目標①～④】

国が示す第4期計画の成果目標は、本市の第三次計画時点において達成できています。

項目	目標	算出根拠等
【成果目標①】 児童発達支援センターの設置	1か所	平成24年度に設置済
【成果目標②】 保育所等訪問支援事業所の設置	1か所	平成24年度に設置済
【成果目標③-1】 主に重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業所の設置	1か所	令和2年度に開設済
【成果目標③-2】 主に重症心身障害児を支援する 放課後等デイサービス事業所の設置	1か所	令和2年度に開設済
【成果目標④-1】 医療的ケア児のための協議の場の設置	設置	令和2年度中に自立支援協議会 等を活用し、設置予定
【成果目標④-2】 医療的ケア児等に関するコーディネータ ーを配置	配置	令和2年度に配置し、山口県ホー ムページで公表済

目標達成のための方策

・引き続き国の指針に基づき、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供できる体制の構築を図ります。



6 相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】

相談支援体制を充実・強化するための目標を設定します。

【成果目標】 総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保

第四次計画の成果目標と考え方

■国が示す基本的な考え方

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、次に掲げる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

これらの取組を実施するに当たっては、基幹相談支援センター又は社会福祉法に基づく新たな事業がその機能を担うことを検討する。

本市における考え方

基幹相談支援センターを中心に自立支援協議会を活用しながら、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保をします。

項目	目標	算出根拠等
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	確保	令和5年度までに確保する

成果目標を達成するための「活動指標」については、国が示す基本的な考え方に基づき設定します。

第四次計画の活動指標と考え方

■国が示す基本的な考え方

相談支援体制の充実・強化を図るため、次に掲げる活動指標の数値の見込みを設定する。(活動指標①～④)

- ①障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。
- ②地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。
- ③地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。
- ④地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定する。

本市における活動指標と見込値

【活動指標①】

本市は、平成26年度から山口市障がい者基幹相談支援センターを委託相談支援事業所と連携のもと、障がい福祉課内に設置、運営しています。

【活動指標②～④】

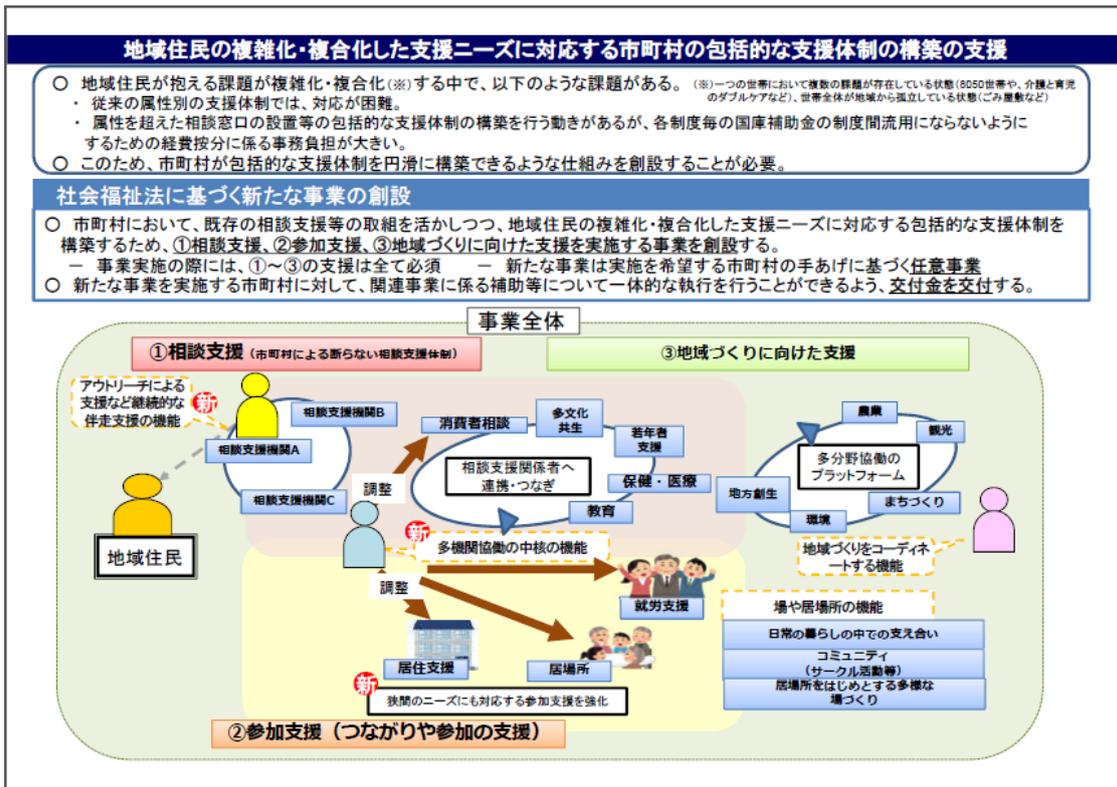
基幹相談支援センターの具体的な業務内容であり、今後も引き続き取り組んでいくことから、令和元年度の実績と同じと見込んでいます。

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の有無	実施の有無	有	有	有
②地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	7	7	7
③地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	5	5	5
④地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	3	3	3



目標達成のための方策

- ・地域の計画相談支援等、障害者相談支援事業(委託相談)、基幹相談支援センターによる重層的な相談支援体制について、検証・評価を行い、充実・強化に努めます。
- ・障がい者の重層的な相談支援体制と、地域共生社会に向けた包括的な支援体制における相談支援体制と連携し、更に充実した相談支援体制の構築に努めます。(図表5)



図表 5:社会福祉法に基づく新たな事業(厚生労働省資料)

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新たな項目】

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築するための目標を設定します。

【成果目標】 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築

第四次計画の成果目標と考え方

■国が示す基本的な考え方

都道府県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くするための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となる。そこで、これらの取組を通じて利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

本市における考え方

県が実施する研修への市職員の積極的な参加のほか、障害者自立支援審査支払等システム等の審査結果を分析・活用し、事業所等と共有する体制を構築します。

項目	目標	算出根拠等
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築	構築	令和5年度までに構築する



成果目標を達成するための「活動指標」については、国が示す基本的な考え方に基づき設定します。

第四次計画の活動指標と考え方

■国が示す基本的な考え方

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築するため、次に掲げる活動指標の数値の見込みを設定する。(活動指標①～②)

①都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。

②障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定する。

本市における活動指標と見込値

【活動指標①】

県が例示した研修会等への参加人数を見込んでいます。

【活動指標②】

具体的な方策等について、今後研究が必要です。

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	実施の有無	有 (5人)	有 (5人)	有 (5人)
②障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数	体制の有無	有 (1回)	有 (1回)	有 (1回)

※県が実施する①の研修(例示)

- ・相談支援従事者研修
- ・サービス管理責任者研修
- ・児童発達支援管理責任者研修
- ・強度行動障害支援者養成研修
- ・医療的ケア児等支援者コーディネーター養成研修
- ・障害者虐待防止・権利擁護研修
- ・障害支援区分認定調査員研修
- ・市町審査会委員研修

目標達成のための方策

- ・県が実施する障害福祉サービス等に係る研修を職員が計画的に受講するよう努めます。
- ・障害者自立支援審査支払システムの審査結果を分析等し、事業所等との情報共有に努めます。

第3章 総合支援法に基づくサービスの必要な量の見込みとその確保策

本章では、第2章で定めた、成果目標等を達成するために必要な、総合支援法に基づくサービス提供量等の見込みとその確保策を定めます。

1 訪問系サービス

【サービスの概要】

サービス名	サービスの概要
居宅介護 (ホームヘルプサービス)	食事や入浴、排泄などの身体介護や身体介護を伴わない家事援助等を障がいのある人の居宅に出向いて提供します。
重度訪問介護	常時介護を必要とする障がいのある人に対して、食事・入浴・排泄の身体介護、家事援助、コミュニケーション支援、外出時の移動の際の介護を総合的に提供します。重度の肢体不自由のある人もしくは知的障がいのある人又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人が対象です。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がいのある人について、外出時に同行し、移動に必要な情報提供とともに移動の援護その他の支援を提供します。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を提供します。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障がいのある人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して居宅介護等を包括的に提供します。

第四次計画の見込量

サービス名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	①居宅介護	人/月	実利用人数	136	136
時間/月		延利用時間	2,040	2,040	2,040
②重度訪問介護	人/月	実利用人数	13	13	14
	時間/月	延利用時間	2,600	2,600	2,800
③同行援護	人/月	実利用人数	32	32	33
	時間/月	延利用時間	480	480	495

サービス名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	④行動援護	人/月	実利用人数	1	1
時間/月		延利用時間	15	15	15
⑤重度障害者等 包括支援	人/月	実利用人数	0	0	0
	時間/月	延利用時間	0	0	0

第四次計画の見込量の考え方

【①居宅介護】

- ・ 実利用人数については、平成30年度から令和元年度までの実績が概ね横ばいであることを踏まえ、令和元年度の実績と同人数を見込んでいます。
- ・ 利用時間については、平成30年度から令和元年度までの実績から、一人あたり15時間/月で見込んでいます。

単位	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込
人/月	139	136	133
時間/月	2,072	2,005	1,788

*平成30年度、令和元年度は4月～3月の実績、令和2年度は4月～6月実績による見込
(以降、この章では同じ)

【②重度訪問介護】

- ・ 実利用人数については、平成30年度から令和元年度までの増加傾向を踏まえ、令和元年度を基準にやや増加することを見込んでいます。
- ・ 利用時間については、平成30年度から令和元年度までの実績から、一人あたり200時間/月で見込んでいます。

単位	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込
人/月	10	12	13
時間/月	2,064	2,396	2,864

【③同行援護】

- ・ 実利用人数については、平成30年度から令和元年度までの増加傾向を踏まえ、令和元年度を基準にやや増加することを見込んでいます。

- ・ 利用時間については、平成30年度から令和元年度までの実績から、一人あたり15時間／月で見込んでいます。

単位	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込
人/月	29	31	28
時間/月	434	474	356

【④ 行動援護】

- ・ 実利用人数については、平成30年度から令和元年度まで利用者はありませんでしたが、1人の利用を見込んでいます。
- ・ 利用時間については、同行援護と同じく一人あたり15時間／月で見込んでいます。

【⑤ 重度障害者等包括支援】

- ・ これまで利用実績がないことや県内に事業所がないことなどから、利用は見込んでいません。

見込量を確保するための方策

【① 居宅介護、② 重度訪問介護、③ 同行援護、④ 行動援護】

- ・ 人材の育成や確保に努め、サービスの充実を図ります。
- ・ 障がいの種別及び状態像に関係なく、安心して地域で暮らすことができるよう、サービス提供体制の確保を図ります。

【⑤ 重度障害者等包括支援】

- ・ 事業所の確保を図ります。



2 日中活動系サービス

【サービスの概要】

サービス名		サービスの概要
生活介護		常時介護を必要とする人が安定した生活を営むために、主として昼間に支援施設で入浴、排泄、食事の介護を行うほか、創作活動や生産活動の機会を提供します。障害支援区分3以上(施設入所の場合は4以上)、50歳以上の人の場合は障害支援区分2以上(施設入所の場合は3以上)の人が対象です。
自立訓練(機能訓練)		地域生活を営むうえで必要な身体機能を維持・回復・向上させるために、作業療法や理学療法によるリハビリテーションや歩行訓練、家事等の日常生活上の活動訓練、コミュニケーションの訓練、これらについての相談・支援を18か月以内の期間を標準として個別の支援計画に基づいて行います。
自立訓練 (生活訓練)	(生活訓練)	知的障がいや精神障がいのある人を対象に、障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所に通って、地域での日常生活で必要になる食事や家事などの訓練や日常生活上の相談を行う支援です。24か月以内の期間を標準として、利用者の自宅又は一定の場所に通って訓練を行うものです。ただし、長期間通所・入院をしていた人については36か月以内を標準の期間とします。
	(宿泊型自立訓練)	知的障がいや精神障がいのある人で、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している人等を対象に、地域移行に向けて、一定期間、居室その他の設備を利用しながら、帰宅後の家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言そのほかの必要な支援を行います。標準期間は生活訓練と同じです。
就労移行支援		一般企業等への就労を希望する人に、2年間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援(A型)		通常の事業所に雇用されることが困難ではあるが、雇用契約に基づく就労が可能である人に対して作業所への通所など、雇用契約に基づく就労の機会を提供します。
就労継続支援(B型)		通常の事業所に雇用されることが困難で、雇用契約に基づく就労が困難である人に対して、雇用契約に基づかない作業所内における就労の機会を提供します。

就労定着支援	一般就労した障がいのある人に対して就職先の企業や自宅へ訪問等し、必要な連絡調整や指導・助言を行い、職場に定着できるよう支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話をを行います。
短期入所	介護者が病気などで一時的に介護ができない場合に、施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排泄、食事の介護等を行います。

第四次計画の見込量

サービス名		単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
①生活介護	人/月	実利用人数	441	445	449	
	人*日/月	延利用日数	8,820	8,900	8,980	
②自立訓練(機能訓練)	人/月	実利用人数	1	1	1	
	人*日/月	延利用日数	15	15	15	
③自立訓練 (生活訓練)	(生活訓練)	人/月	実利用人数	24	24	24
		人*日/月	延利用日数	288	288	288
	(宿泊型自立訓練)	人/月	実利用人数	10	11	11
		人*日/月	延利用日数	280	308	308
④就労移行支援	人/月	実利用人数	34	35	36	
	人*日/月	延利用日数	544	560	576	
⑤就労継続支援(A型)	人/月	実利用人数	30	31	32	
	人*日/月	延利用日数	600	620	640	
⑥就労継続支援(B型)	人/月	実利用人数	461	467	473	
	人*日/月	延利用日数	7,376	7,472	7,568	
⑦就労定着支援	人/月	実利用人数	16	22	28	
⑧療養介護	人/月	実利用人数	20	20	20	
⑨短期入所 (福祉型)	人/月	実利用人数	74	77	80	
	人*日/月	延利用日数	592	616	640	
⑩短期入所 (医療型)	人/月	実利用人数	3	3	3	
	人*日/月	延利用日数	9	9	9	

人*日/月:「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」で算出される

*生活介護は、継続入所者数 14人(令和元年度実績値)を除く。

*就労継続支援(B型)は、継続入所者数 1人(令和元年度実績値)を除く。

第四次計画の見込量の考え方

【①生活介護】

- ・ 実利用人数については、平成30年度から令和元年度まで増加していることを踏まえ、令和元年度を基準に年4人ずつ増加すると見込んでいます。
- ・ 利用日数は、平成30年度から令和元年度までの実績から、一人あたり20日/月で見込んでいます。

単位	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込
人/月	429	433	437
人*日/月	8,559	8,663	8,730

*生活介護の実績に関し、下記の継続入所者数を除く。

(平成30年度:15人、令和元年度以降:14人)

【②自立訓練(機能訓練)】

- ・ 実利用人数については、平成29年度以降利用者はありませんが、1人の利用を見込んでいます。
- ・ 利用日数については、利用人数を1人と利用を見込んでいることから、平成28年度の実績と同日数である15日/月を見込んでいます。

【③-1 自立訓練(生活訓練)】

- ・ 実利用人数については、平成30年度から令和元年度まで概ね横ばいであることから、令和元年度の実績と同人数を見込んでいます。
- ・ 利用日数については、平成30年度から令和元年度までの実績から、令和元年度の実績と同日数(12日/月)を見込んでいます。

単位	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込
人/月	22	24	22
人*日/月	258	301	237

【③-2 自立訓練(宿泊型自立訓練)】

- ・ 実利用人数については、平成30年度から令和元年度までの増加傾向を踏まえ、令和元年度を基準にやや増加することを見込んでいます。
- ・ 利用日数については、平成30年度から令和元年度までの実績から、令和元年度の実績と同日数(28日/月)を見込んでいます。

単位	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込
人/月	7	9	10
人*日/月	180	253	268

【④就労移行支援】

- ・ 実利用人数については、平成30年度から令和元年度まで概ね横ばいで推移していますが、一般就労への移行は成果目標でもあることから、令和元年度の実績値を基準とし、年1人ずつ増加すると見込んでいます。
- ・ 利用日数については、平成30年度から令和元年度までの実績から、一人あたり16日/月で見込んでいます。

単位	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込
人/月	33	32	34
人*日/月	531	478	515

【⑤就労継続支援(A型)】

- ・ 実利用人数については、一般就労への移行は成果目標でもあるため、令和元年度の実績を基準とし、年1人ずつ増加すると見込んでいます。
- ・ 利用日数については、平成30年度から令和元年度までの実績から、一人あたり20日/月で見込んでいます。

単位	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込
人/月	28	28	29
人*日/月	547	555	582



【⑥就労継続支援(B型)】

- ・ 実利用人数については、平成30年度から令和元年度まで増加していることを踏まえ、令和元年度の実績を基準とし、年6人ずつ増加すると見込んでいます。
- ・ 利用日数については、平成30年度から令和元年度までの実績から、一人あたり16日／月で見込んでいます。

単位	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込
人/月	443	449	461
人*日/月	7,392	7,440	7,555

*就労継続支援(B型)の実績に関し、各年度の継続入所者1人を除く。

【⑦就労定着支援】

- ・ 実利用人数については、事業所の増加とともに増加しています。一般就労への移行に加え、一般就労の定着も重要であることから、一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを成果目標として設定し、年6人ずつ増加すると見込んでいます。

単位	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込
人/月	0	2	8

【⑧療養介護】

- ・ 実利用人数については、平成30年度から令和元年度までやや増加傾向でしたが、今後は横ばいで推移すると見込むことから、令和2年度の実績と同人数を見込んでいます。

単位	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込
人/月	18	19	20

【⑨短期入所(福祉型)】

- ・ 実利用人数については、平成30年度から令和元年度まで増加していることを踏まえ、平成30年度を基準に年3人ずつ増加すると見込んでいます。
- ・ 利用日数については、平成30年度から令和元年度までの実績から、一人あたり8日／月で見込んでいます。

単位	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込
人/月	65	76	61
人*日/月	489	582	505

【⑩短期入所(医療型)】

- ・ 実利用人数については、平成30年度から令和元年度まで横ばいであることから、令和元年度の実績と同人数を見込んでいます。
- ・ 利用日数については、令和元年度の実績と同日数(9日/月)を見込んでいます。

単位	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込
人/月	3	3	0
人*日/月	8	9	0

見込量を確保するための方策

【①生活介護】

- ・ 障がいのある人の日中の活動の場を確保するため、関係機関や事業所等と連携し、人材の確保を図るとともに、引き続き事業所の確保を図ります。

【②自立訓練(機能訓練)、③自立訓練(生活訓練)】

- ・ 事業所の確保を図ります。

【④就労移行支援、⑤就労継続支援(A型)、⑥就労継続支援(B型)、⑦就労定着支援】

- ・ 就労系支援については、関係機関で就職後の定着など個別の支援を行えるようなネットワークづくりに努めます。また、こうしたネットワークを通じて、事業所の作業内容の情報を提供することにより、障がい特性に応じた事業所選定を支援し、既存事業所の利用者確保を図ります。
- ・ 市ウェブサイト等で、各事業所の特色など分かりやすい情報提供に努めます。
- ・ 就労定着支援事業所については、事業所開設に向けた働きかけを行います。

【⑧療養介護、⑨短期入所(福祉型)、⑩短期入所(医療型)】

- ・ 市内及び近隣自治体の事業所の活用を合わせて、サービス提供体制の確保を図ります。



3 居住系サービス

【サービスの概要】

サービス名	サービスの概要
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居において、夜間や休日の相談や入浴、排泄、食事の介護等日常生活の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所している障がいのある人に対して、主に夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護などを提供するものです。
自立生活援助	施設等から一人暮らしをする知的・精神に障がいのある人に対して、定期的な巡回訪問等により、必要な助言や医療機関等との連絡調整などを行い、地域生活を支援するものです。

第四次計画の見込量

サービス名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
①共同生活援助	人/月	実利用人数	210	215	220
②施設入所支援	人/月	実利用人数	229	228	227
③自立生活援助	人/月	実利用人数	1	2	2

*施設入所支援は、継続入所者数 15 人(令和元年度実績値)を除く。

第四次計画の見込量の考え方

【① 共同生活援助】

- 令和元年度に利用実績が減少したものの、令和2年度に事業所開設があったこと及び地域生活へ移行者の今後の増加を見込み、令和元年度を基準に年5人ずつ増加すると見込んでいます。

単位	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込
人/月	203	200	201

【②施設入所支援】

- ・ 成果目標である施設入所者の地域生活への移行の増加を踏まえ、年1人ずつ減少すると見込んでいます。

単位	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込
人/月	228	231	230

*施設入所支援の実績に関し、下記の継続入所者数を除く。

(平成30年度:16人、令和元年度以降:15人)

【③自立生活援助】

- ・ これまで利用実績はありませんが、引き続き地域生活への移行を推進していくことから、地域移行支援等からの利用を見込んでいます。

見込量を確保するための方策

【①共同生活援助】

- ・ 広域的な連携を図りながら、地域での生活の場の確保を図ります。
- ・ 重度障がい者の受け入れが可能な日中サービス支援型の事業所開設に向けた働きかけを行います。

【②施設入所支援】

- ・ 関係機関と連携しながら、地域生活への移行を推進し、入所者数の減少を図ります。

【③自立生活援助】

- ・ 関係機関との連携を図り、地域移行・地域定着支援の利用に関する働きかけを進め、一人暮らしを希望する入院中の精神障がいのある人や施設入所者が安心して地域で生活できるよう制度の周知を行います。
- ・ 事業所開設に向けた働きかけを行います。



4 相談支援

【サービスの概要】

サービス名	サービスの概要
計画相談支援	障害福祉サービスを利用する障がいのある人等を対象に、支給決定を行う際にサービス等利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。
地域移行支援	障害者施設に入所している障がいのある人や入院している精神障がいのある人等を対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に対する相談や緊急訪問・対応を行います。

第四次計画の見込量

サービス名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
①計画相談支援	人/月	実利用人数	313	328	343
②地域移行支援	人/月	実利用人数	1	2	3
③地域定着支援	人/月	実利用人数	1	2	3

第四次計画の見込量の考え方

【①計画相談支援】

- 平成30年度から令和元年度までの実績より、令和元年度を基準に年15人ずつ増加すると見込んでいます。

単位	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込
人/月	247	283	307

【②地域移行支援、③地域定着支援】

- 地域移行支援・地域定着支援については、平成30年度から令和元年度までの実績は低調ですが、成果目標である施設入所者の地域生活への移行の増加を踏まえ、地域移行支援、地域定着支援ともに年1人ずつ増加すると見込んでいます。

②地域移行支援

単位	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込
人/月	1	1	0

③地域定着支援

単位	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込
人/月	0	0	0

見込量を確保するための方策

- ・ 障がいのある人と家族が安心して生活するために必要な障害福祉サービスが円滑に利用できるよう相談支援事業所の拡充を図ります。
- ・ 緊急事態等に対する相談や緊急訪問・対応など、計画相談支援以外の対応が難しい状況にあるため、自立支援協議会等を通じ、地域移行等に係るネットワークの構築に努めます。



5 発達障害者等に対する支援【新たな項目】

発達障がい児者の早期発見・早期支援には、家族等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の発達障がい児者及びその家族等に対する支援体制を確保することが重要であることから、活動指標として以下の取組・目標を設定します。

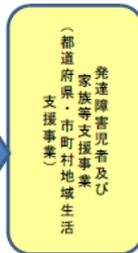
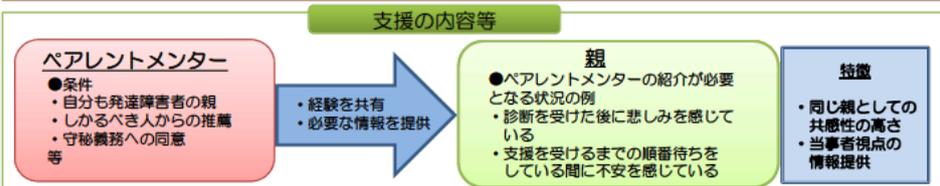
◎ペアレントトレーニングとペアレントプログラム

- ・ペアレントトレーニング(ペアトレ)
親が自分の子どもの行動を冷静に観察して特徴を理解したり、発達障害の特性を踏まえた褒め方や叱り方等を学ぶことにより子どもの問題行動を減少させることを目標とする。トレーナーには専門知識が要求される。
- ・ペアレントプログラム(ペアプロ)
地域での普及を図るために開発された、より簡易なプログラム。子どもの行動修正までは目指さず、「親の認知を肯定的に修正すること」に焦点を当てる。発達障害やその傾向の有無に関わらず有効とされている。



◎ペアレントメンター

発達障害児の子育て経験のある親であって、その育児経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人。



(厚生労働省資料)

第四次計画の活動指標の目標値

項目	単位	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援プログラム等の受講者数	人	6	5	5	5
②ペアレントメンターの人数	人	19	20	20	20
③ピアサポートの活動への参加人数	人	63	70	70	70

*①ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援プログラム等の受講者数:県事業として実施したプログラム等への受講者数(実数)

*②ペアレントメンターの人数:県事業として養成し、登録されているペアレントメンターの人数

*③ピアサポートの活動への参加人数:県事業として実施したペアレントメンター相談会の参加人数(延数)

目標達成のための方策

- ・ ペアレントトレーニングの実施及びペアレントメンターの養成については、引き続き、県事業の委託を受けている児童発達支援センターと連携し、事業の周知を行います。
- ・ ピアサポート(保護者の会)については、保護者への情報提供を行います。

*ピアサポート:同じ課題や境遇を持つ人が互いに支え合い、助け合うこと



第4章 児童福祉法に基づくサービスの必要な量の見込みとその確保策

本章では、第2章で定めた、成果目標等を達成するために必要な、児童福祉法に基づくサービス提供量等の見込みとその確保策を定めます。

1 障害児通所支援

【サービスの概要】

サービス名	サービスの概要
児童発達支援	未就学児について、施設に通い、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	未就学児で、肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下で支援が必要であると認められた児童について、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療等を行います。
放課後等デイサービス	就学児について、授業の終了後又は休業日に施設に通い、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所その他、集団生活を営む施設に通う児童を対象に、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を提供します。
居宅訪問型児童発達支援	未就学の重度障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を提供します。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障がい児を対象に、支給決定を行う際に障害児支援利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。
医療的ケア児等コーディネーター	保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対しサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐ役割を果たします。

第二次計画の見込量

サービス名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	①児童発達支援	人/月	実利用人数	164	169
人*日/月		延利用日数	1,312	1,352	1,392
②医療型 児童発達支援	人/月	実利用人数	3	4	5
	人*日/月	延利用日数	6	8	10
③放課後等 デイサービス	人/月	実利用人数	409	434	459
	人*日/月	延利用日数	5,317	5,642	5,967
④保育所等訪問支援	人/月	実利用人数	12	14	16
	人*日/月	延利用日数	24	28	32
⑤居宅訪問型 児童発達支援	人/月	実利用人数	2	4	6
	人*日/月	延利用日数	4	8	12
⑥障害児相談支援	人/月	実利用人数	172	187	202
⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	配置人数	4	6	8

*人*日/月:「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」で算出される

第二次計画の見込量の考え方

【①児童発達支援】

- ・ 実利用人数については、平成30年度から令和元年度までの利用実績を踏まえ、令和元年度を基準に年5人ずつ増加すると見込んでいます。
- ・ 利用日数については、令和元年度の実績から8日/月で見込んでいます。

単位	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込
人/月	150	154	139
人*日/月	1,087	1,229	1,146

*平成30年度、令和元年度は4月～3月の実績、令和2年度は4月～6月実績による見込

(以降、この章では同じ)



【②医療型児童発達支援】

- ・平成30年度以降利用はありませんが、令和2年度に市内初の事業所が開設されたことから、令和3年度以降は利用者を見込んでいます。実利用人数は、アンケートで利用を希望する人が5人あり、令和3年度はその約半数の、年3人の利用を見込み、年1人ずつ増加すると見込んでいます。
- ・利用日数については、月2回程度の利用を見込み、2日／月で見込んでいます。

【③放課後等デイサービス】

- ・実利用人数については、平成30年度から令和元年度までの実績から、令和元年度を基準に年25人ずつ増加すると見込んでいます。
- ・利用日数については、令和元年度の実績から13日／月で見込んでいます。

単位	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込
人/月	334	359	382
人*日/月	4,190	4,640	4,635

【④保育所等訪問支援】

- ・実利用人数については、平成30年度から令和元年度までの実績及び小学生の利用が増加していることを踏まえ、令和元年度を基準に年2人ずつ増加すると見込んでいます。
- ・利用日数については、利用日数の上限が2週に1回のため、2日／月で見込んでいます。

単位	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込
人/月	6	8	4
人*日/月	6	9	5

【⑤居宅訪問型児童発達支援】

- ・現在市内に事業所はありませんが、アンケートで利用を希望する人が23人あるため、実利用人数については、事業所の開設も想定し、令和3年度に年2人の利用を見込み、年2人ずつ増加すると見込んでいます。
- ・利用日数については、月2回程度の利用を見込み、2日／月で見込んでいます。

【⑥障害児相談支援】

- ・平成29年度から令和元年度までの利用実績を踏まえ、令和元年度を基準に年15人ずつ増加すると見込んでいます。

単位	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込
人/月	131	142	171

【⑦医療的ケア児等コーディネーター配置】

- ・医療的ケア児等からの相談があった場合、医療的ケア児等コーディネーターが配置されている事業所として相談を受け付けること、県ホームページ及び市ウェブサイトにおいて、「医療的ケア児等コーディネーターの配置事業所」として広く一般に公表すること、地域における医療的ケア児等とその家族に対する支援についての協議に協力することを要件に、県が実施するコーディネーター養成講座への受講者推薦を行います。

単位	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込
人	0	0	4

見込量を確保するための方策

【①児童発達支援、③放課後等デイサービス】

- ・障がい児が必要な支援を受けられることができるよう、提供量の確保を図ります。

【②医療型児童発達支援】

- ・利用に係る周知を行います。

【④保育所等訪問支援】

- ・関係機関との連携を図りながら、保育所・小学校等の安定した利用を促進します。

【⑤居宅訪問型児童発達支援】

- ・現在、県内に1事業所の開設にとどまっており、利用に係る周知及び事業所新設への働きかけを行います。

【⑥障害児相談支援】

- ・障害児通所支援が円滑に利用できるよう、障害児相談支援の充実を図ります。

【⑦医療的ケア児等コーディネーター配置】

- ・障害児相談支援事業所に医療的ケア児等支援のため、コーディネーターを配置します。



2 障害児入所支援【県事業】

障害児入所支援には、「福祉型障害児入所施設」と「医療型障害児入所施設」の2つのサービスがあり、県が実施主体になります。

■国が示す市町村障害児福祉計画の作成に関する事項

指定障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込みの設定にあたっては、障害児通所支援や障害児入所支援から障害福祉サービスへ円滑に支援の移行を図ることを考慮しながら設定することが必要である。特に、障害児入所支援から障害福祉サービスへの支援の移行にあたっては、市町村は都道府県、学校、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等の関係機関と連携しながら、障害児が指定障害児入所施設等(児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。)へ入所した後から、退所後の支援を見据え、18歳以降の支援の在り方について、適切な時期に必要な協議が行われるよう体制整備を図っていくことが必要である。

【サービスの概要】

サービス名	サービスの概要
福祉型児童入所施設	施設に入所する障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び自立自活に必要な知識技能の付与を行います。
医療型児童入所施設	施設に入所する障がい児に対して、保護、日常生活の指導、自立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。

第二次計画の見込量の考え方

【①福祉型児童入所施設】

- ・ 令和2年4月1日現在の利用児童数は7人です。
- ・ 見込量は、実施主体の県が、新規利用の決定や18歳到達による利用の終了等を踏まえ、市町ごとに設定します。

【②医療型児童入所施設】

- ・ 令和2年4月1日現在の利用児童数は4人です。
- ・ 見込量は、実施主体の県が、新規利用の決定や18歳到達による利用の終了等を踏まえ、市町ごとに設定します。

3 子ども・子育て支援

障がいの有無にかかわらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、子ども・子育て支援等における障がい児の受入れ体制整備について、定量的な目標を設定します。

■国が示す計画の作成に関する基本的事項

都道府県及び市町村は、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズについて、障害児通所支援等を利用する障害児の保護者に調査を行う等により把握し、都道府県及び市町村において利用ニーズを満たせる定量的な目標を示した上で、子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)等における障害児の受入れの体制整備を行うものとする。

定量的な目標

施設名	定量的な目標(障がい児受入人数見込) (人)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	166	169	173
認定こども園 (2・3号認定のみ)	21	21	21
放課後児童クラブ	131	131	131

定量的な目標の考え方

障害児通所支援利用者を対象としたニーズ調査において、放課後児童クラブの利用希望者を5人把握しました。また、相談支援事業所へのヒアリングにおいて、保育所と放課後児童クラブの利用ニーズが数人あることを把握しました。

これらの結果及び保育所等の障がい児の受入人数の実績のほか、山口市子ども・子育て支援事業計画に基づく新たな体制整備を踏まえ、定量的な目標を設定しました。

目標達成のための方策

すべての子どもを対象とする一般施策である、子ども・子育て支援施策と、障がい児等を対象とする専門的な支援施策である、障害児通所支援等とを連携して行う体制を構築し、障がいのある児童等が、子ども・子育て支援を利用しながらでも、専門的な支援を利用しやすい環境を整えます。

第5章 地域生活支援事業の必要な量の見込みとその確保策

本章では、第2章で定めた、成果目標等を達成するために必要な、地域生活支援事業の量の見込みとその確保策を定めます。

※地域生活支援事業は、市町村が主体となって、地域の実情や利用者の状況等に依りて柔軟に実施する事業です。生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付、ガイドヘルパーの派遣など、特に日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」として実施し、市町村が自主的に取り組む「任意事業」と組み合わせることによって、効果的なサービスを提供するものです。

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

【事業の概要】

事業名	事業の概要
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が、日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民に働きかけ、共生社会の実現を図ります。

第四次計画の見込量

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有 (2回)	有 (2回)	有 (2回)

第四次計画における事業実施の考え方

○市民に対する理解促進や意識啓発は、時間がかかることや即時的な効果が認めにくい反面、社会的障壁を除去し、誰もが暮らしやすい共生社会の実現を図るために、大変重要な取組です。障害者週間等を活用して、地域住民に対する理解促進・意識啓発に向けたイベント等を企画し、事業実施回数の増加に取り組めます。

(2) 自発的活動支援事業

【事業の概要】

事業名	事業の概要
自発的活動支援事業	障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域の住民などが主体となり、自発的に行う活動や取組を支援します。

第四次計画の見込量

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有 (6件程度)	有 (6件程度)	有 (6件程度)

第四次計画における事業実施の考え方

○地域生活支援事業における自発的活動支援事業は下記実施形式によるものとされています。

①ピアサポート

障がいのある人等やその家族が互いに悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動を支援する。

②災害対策

障がいのある人等を含めた地域における災害対策活動を支援する。

③孤立防止活動支援

地域で障がいのある人等が孤立することがないように見守り活動を支援する。

④社会活動

障がいのある人等が、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のための社会に働きかける活動(ボランティア等)の支援や、障がいのある人等に対する社会復帰活動を支援する。

⑤ボランティア活動支援

障がいのある人等に対するボランティアの養成や活動を支援する。

⑥その他形式支援

上記の形式以外に、事業の目的を達成するために有効な形式により支援する。

今後、これらの事業の周知、既存団体等への委託・補助を検討し、支援の拡大を図ります。

(3) 相談支援事業

【事業の概要】

事業名	事業の概要
障害者相談支援事業	地域で安心して生活できるように、相談支援事業所が障がいのある人等またはその保護者からの相談に応じ、障害福祉サービスや社会資源等の利用等必要な情報提供及び助言、支援を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センターの他に相談支援事業所の中でも専門的職員を配置している事業所が困難事例に対応するとともに、地域の相談支援事業所に対して障がいの特性に応じた専門的助言等を行います。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅(公営住宅及び民間の賃貸住宅)への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人等に対し、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がいのある人等の地域生活を支援します。

第四次計画の見込量

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	か所	5	5	5
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無

第四次計画の見込量の考え方

○基幹相談支援センターに加え、身体・知的・精神・発達の各障がい特性に見識のある専門職を配置している相談支援事業所に障害者相談支援事業の委託を継続します。身近な場所で相談できるよう委託事業所数は現状維持としています。

見込量を確保するための方策

○基幹相談支援センターや相談支援事業所等が相談支援の拠点となり、障がいのある人と家族が身近で相談でき、安心して生活ができるような相談支援体制を整備します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

【事業の概要】

事業名	事業の概要
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが必要であると認められる知的障がいのある人又は精神障がいのある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障がいのある人の権利擁護を図ります。制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助します。

第四次計画の見込量

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	5	5	5

第四次計画の見込量の考え方

○平成30年度から令和元年度までの利用実績を考慮し、年に5人の利用があると見込んでいます。

事業名	単位	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込
成年後見制度利用支援事業	人/年	7	3	1

*平成30年度、令和元年度は3月実績、令和2年度は8月末実績による見込

見込量を確保するための方策

○山口市成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、制度の周知、対象者の把握及び利用の促進を図ります。



(5) 成年後見制度法人後見支援事業

【事業の概要】

事業名	事業の概要
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。

第四次計画の見込量

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無

見込量を確保するための方策

○既に本市において、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人が確保できているため、今後も法人後見の活動が安定的に実施できるように関係法人等との連携を行います。

(6) 意思疎通支援事業

【事業の概要】

事業名	事業の概要
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障がいや難病のある人に対して、手話奉仕員や要約筆記者等の派遣、または手話通訳者の設置等を実施し、社会生活におけるコミュニケーション手段の確保を支援します。

第四次計画の見込量

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業	利用者数/年	1,179	1,214	1,250
手話奉仕員派遣事業	利用者数/年	104	107	110
要約筆記者派遣事業	利用者数/年	243	250	257
手話通訳者設置事業	通訳件数/年	705	733	754
	設置人数	4	4	4

第四次計画の見込量の考え方

○令和元年度に手話通訳者派遣事業と手話通訳者設置事業の派遣内容等を見直したため、それぞれの実績が大きく変動しましたが、合理的配慮の普及による利用者の増加を見込み、令和元年度を基準に年3%増加することを見込んでいます。

事業名	単位	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込
手話通訳者派遣事業	通訳件数/年	969	1,112	825
手話奉仕員派遣事業	通訳件数/年	146	99	117
要約筆記者派遣事業	通訳件数/年	230	230	136
手話通訳者設置事業	通訳件数/年	1,257	666	823
	設置人数	3	3	3

*平成30年度、令和元年度は3月末実績、令和2年度は8月末実績による見込

見込量を確保するための方策

- 手話通訳士(者)を山口市社会福祉協議会に4人設置し、派遣事業の派遣通訳者(奉仕員)と連携して意思疎通支援を行います。
- 養成講座等の実施や人材育成助成金を活用し、意思疎通支援人材の確保を図ります。
- 新型コロナウイルス感染症対策に留意し支援を行います。



(7) 日常生活用具給付等事業

【事業の概要】

事業名	事業の概要
日常生活用具給付等事業	在宅の障がいのある人等の日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具などの日常生活用具の給付を行います。

種類等	内容
介護訓練支援用具	障がいのある人等の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いるいす等の用具
自立生活支援用具	障がいのある人等の入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等の、入浴・食事・移動等の自立生活を支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計等の、障がいのある人等の在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工咽頭等の、障がいのある人等の情報収集、情報伝達やコミュニケーション等を支援する用具
排泄管理支援用具	ストーマ用装具等の障がいのある人等の排泄管理を支援する衛生用品
住宅改修費	手すりの取付け、床段差の解消等、障がいのある人等の移動等を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用

第四次計画の見込量

種類等	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護訓練支援用具	給付件数/年	16	16	16
自立生活支援用具	給付件数/年	32	32	32
在宅療養等支援用具	給付件数/年	26	26	26
情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	50	50	50
排泄管理支援用具	給付件数/年	4,400	4,500	4,600
住宅改修費	給付件数/年	12	12	12

*ストーマ、紙おむつ等、継続的に給付する用具の件数は、1か月分を1件とする

第四次計画の見込量の考え方

第三次計画期間((平成30年度～令和2年度)において、それぞれの給付件数が年度により変動しているため、3年間の平均値と今後の動向を加味して見込量を算出しました。なお、排泄管理支援用具については増加傾向にあり、令和3年度以降、年間100件の増加を見込んでいます。

種類等	単位	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込
介護訓練支援用具	給付件数/年	18	16	3
自立生活支援用具	給付件数/年	32	31	33
在宅療養等支援用具	給付件数/年	17	23	27
情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	36	51	36
排泄管理支援用具(*1)	給付件数/年	3,922	3,983	4,317
住宅改修費	給付件数/年	8	10	0

*平成30年度、令和元年度は3月末実績、令和2年度は、4月～7月実績による見込(4か月分×3)

(*1)ストーマ、紙おむつ等、継続的に給付する用具の件数は、1か月分を1件とした場合の実績件数

見込量を確保するための方策

〇ニーズが増加・複雑化してきていることや、用具が多様化してきていることなどから、給付対象種類等の見直しなどを行い、見込量を確保します。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

【事業の概要】

事業名	事業の概要
手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を有する手話奉仕員を養成し、聴覚障がいのある人の自立した日常生活及び社会生活を支援します。

第四次計画の見込量

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員 養成研修事業	養成研修 修了者数/年	16	17	18

第四次計画の見込量の考え方

平成30年度から令和元年度における養成研修修了者数の推移を基に、見込量を算出しています。

事業名	単位	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込
手話奉仕員 養成研修事業	養成研修 修了者数/年	13	14	15

*平成30年度、令和元年度は3月末実績、令和2年度は9月時点見込

見込量を確保するための方策

○手話奉仕員養成研修(入門課程、基礎課程)を毎年度実施し、広報により参加者の増加を図ります。

(9) 移動支援事業

【事業の概要】

事業名	事業の概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。

第四次計画の見込量

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	実施か所	20	20	20
	月平均実利用者数	35	35	35
	時間分/年	4,600	4,600	4,600

*時間分/年:「月平均実利用者数」×「一人あたりの月平均利用時間」×12か月で算出される

第四次計画の見込量の考え方

○利用者数については、平成30年度から令和元年度まで、ほぼ横ばいで推移しているため、横ばいを見込んでいます。(一人あたりの月平均利用時間は11時間の見込み。)

事業名	単位	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込
移動支援事業	実施か所数	16	17	17
	月平均実利用者数	31	31	20
	時間分/年	3,773	3,439	1,485

*平成30年度、令和元年度は3月実績、令和2年度は4月～7月実績による見込(4か月分÷4×12)

見込量を確保するための方策

○地域における自立生活及び社会参加を促進するため、ニーズに対応した事業を実施します。

(10) 地域活動支援センター事業

【事業の概要】

事業名	事業の概要
地域活動支援センター事業	<p>地域活動支援センターは、障がいのある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、利用者を通して日常生活に必要な便宜の供与を適性かつ効果的に行う施設です。</p> <p>創造的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図ることを目的とした基礎的事業とセンター機能をより充実強化するための機能強化事業があります。</p>



第四次計画の見込量

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター I型(基礎的事業・機能 強化事業)	実施か所	1	1	1
	月平均実利用者数	177	177	177
	人分/年	10,536	10,536	10,536
地域活動支援センター II型(基礎的事業・機能 強化事業)	実施か所	1	1	1
	月平均実利用者数	78	78	78
	人分/年	2,790	2,790	2,790
地域活動支援センター III型(基礎的事業)	実施か所	3	3	3
	月平均実利用者数	27	27	27
	人分/年	4,128	4,128	4,128

*人分/年:「月平均実利用者数」×「一人あたりの月平均利用日数」×12か月で算出される

第四次計画の見込量の考え方

○実利用者数については、平成30年度と令和元年度実績の平均値で見込んでいます。

事業名	単位	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 見込
地域活動支援センター I型(基礎的事業・機能 強化事業)	実施か所	1	1	1
	月平均実利用者数	170	184	215
	人分/年	12,240	8,832	8,658
地域活動支援センター II型(基礎的事業・機能 強化事業)	実施か所	1	1	1
	月平均実利用者数	82	73	42
	人分/年	2,952	2,628	1,452
地域活動支援センター III型(基礎的事業)	実施か所	3	3	3
	月平均実利用者数	32	21	20
	人分/年	4,224	4,032	4,101

*平成30年度、令和元年度は3月末実績、令和2年度は7月末実績による見込

見込量を確保するための方策

○障がいのある人の地域生活支援を促進するため、引き続き実施事業所への支援を行います。

2 任意事業(市町村が自主的に取り組む事業)

(1) 日中一時支援事業

【事業の概要】

事業名	事業の概要
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、その家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。

第四次計画の見込量

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	実施か所数	60	60	60
	月平均実利用者数	240	240	240
	回分/年	12,000	12,000	12,000

*回分/年:「月平均実利用者数」×「一人あたりの月平均利用回数」×12か月で算出される

第四次計画の見込量の考え方

○令和2年度に、福祉サービスとの併給利用について、整理を行う予定であることから、見込み量は令和2年度をピークに横ばいを見込みます。(実績から、一人あたりの月平均利用回数は4.2回の見込み。)

事業名	単位	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 見込
日中一時支援事業	実施か所数	53	55	60
	月平均実利用者数	176	211	230
	回分/年	10,368	11,916	10,312

*平成30年度、令和元年度は3月末実績、令和2年度は4月～7月実績による見込(令和元年度の8月以降伸び率を反映)

見込量を確保するための方策

○障害福祉サービスの利用と調整を図りながら、見込量を確保します。

(2) 訪問入浴サービス事業

【事業の概要】

事業名	事業の概要
訪問入浴サービス事業	家庭で入浴することが困難な重度身体障がい者及び難病患者で、身体的理由により通所を行うことができず、医師意見書により訪問入浴を受けることが必要と認められた人の居宅を訪問して入浴サービスの提供を行います。

第四次計画の見込量

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	実施か所数	4	4	4
	月平均実利用者数	8	9	10
	回分/年	960	1,080	1,200

*回分/年:「月平均実利用者数」×「一人あたりの月平均利用回数」×12か月で算出される

第四次計画の見込量の考え方

○今後、地域移行を進める中で、利用者数は増加する見込みとしています。(実績より、一人あたり月平均利用回数は10回の見込)

事業名	単位	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 見込
訪問入浴サービス事業	実施か所数	3	3	4
	月平均実利用者数	6	8	7
	回分/年	619	988	840

*平成30年度、令和元年度は3月末実績、令和2年度は4月～7月実績による見込

見込量を確保するための方策

○利用者の増加に向けて、制度の周知等を行います。

(3) 巡回支援専門員整備事業

【事業の概要】

事業名	事業の概要
巡回支援専門員整備事業	保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回等支援を実施し、障がいがある“気になる”段階から支援を行うため巡回支援専門員を配置します。

第四次計画の見込量

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
巡回支援専門員整備事業	専門員配置の有無	有	有	有

第四次計画の見込量の考え方

○対象施設を放課後児童クラブとし、事業の実施にあたっては、教育委員会との連携や保育所等訪問支援事業との調整を図ります。

見込量を確保するための方策

○児童発達支援センターに巡回支援専門員を配置します。



(4) 社会参加支援事業

【事業の概要】

事業名	事業の概要
レクリエーション活動等 支援	レクリエーション活動を通じて、障がいのある人等の体力増強、交流、余暇、スポーツに触れる機会を提供するため、各種レクリエーション教室や大会などの開催費助成を行います。
芸術文化活動振興	障がいのある人等の芸術文化活動のための支援を行います。
点字・声の広報等発行	文字による情報入手が困難な障がいのある人等のために、点訳、音声訳による市報を発行します。
朗読奉仕員養成事業	視覚障がいのある人の福祉増進のため、朗読奉仕員の養成研修を実施します。
自動車運転免許取得・改造 助成	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

第四次計画の見込量

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
レクリエーション活動等 支援	回/年	3	3	3
芸術文化活動振興	回/年	1	2	3
点字・声の広報等発行	点訳 延べ利用人数/年	480	480	480
	音訳 延べ利用人数/年	480	480	480
朗読奉仕員養成研修事業	養成研修修了者数 人/年	20	20	20
自動車運転免許取得・改造 助成	免許取得 人/年	6	6	6
	改造 人/年	6	6	6



第四次計画の見込量の考え方

平成30年度から令和元年度における実績を基に、今後の利用拡大を見込み、算出しています。

事業名	単位	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 見込
レクリエーション活動等 支援	回/年	4	3	1
芸術文化活動振興	回/年	1	1	1
点字・声の広報等発行	点訳 延べ利用人数/年	486	468	480
	音訳 延べ利用人数/年	471	460	480
朗読奉仕員養成研修事業	養成研修修了者数 人/年	11	8	27
自動車運転免許取得・改造 助成	免許取得 人/年	5	5	6
	改造 人/年	6	4	6

*平成30年度、令和元年度は3月末実績、令和2年度は見込

見込量を確保するための方策

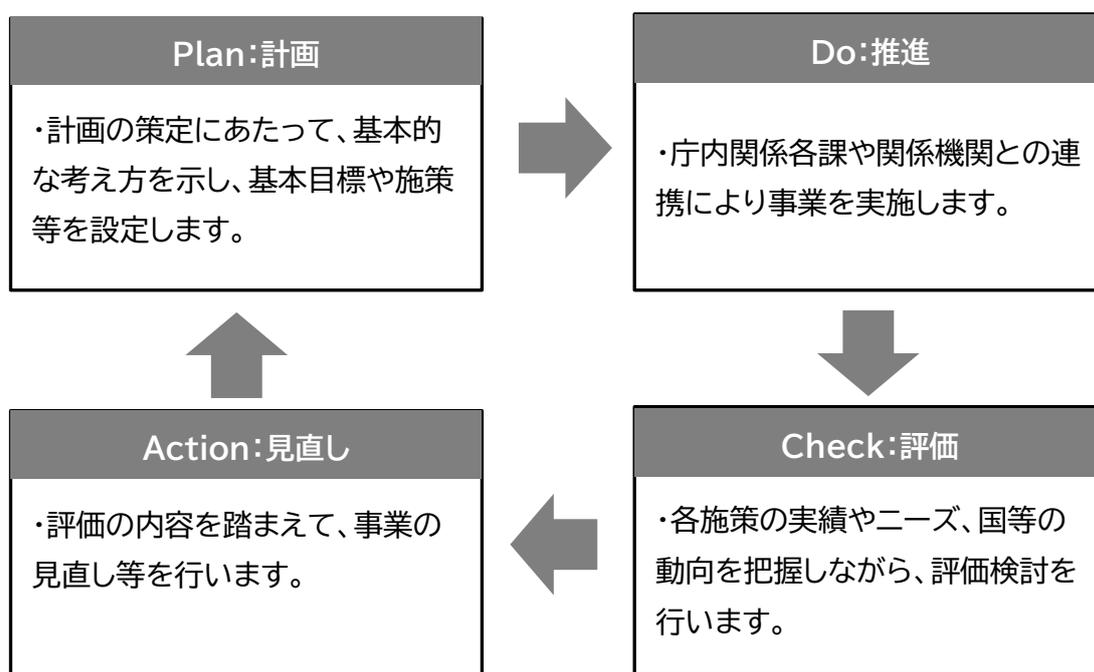
- 利用者が拡大するよう、制度の周知を行います。
- 関係機関や実施団体と連携を図り、利用・参加しやすい環境づくりを行います。



第6章 計画の推進

1 計画の進行管理

「PDCA」サイクルに基づいた計画の進捗管理を図るため、「山口市障がい福祉施策懇話会」「山口市地域自立支援協議会」などと協議を行いながら、各施策の実施状況などを点検します。



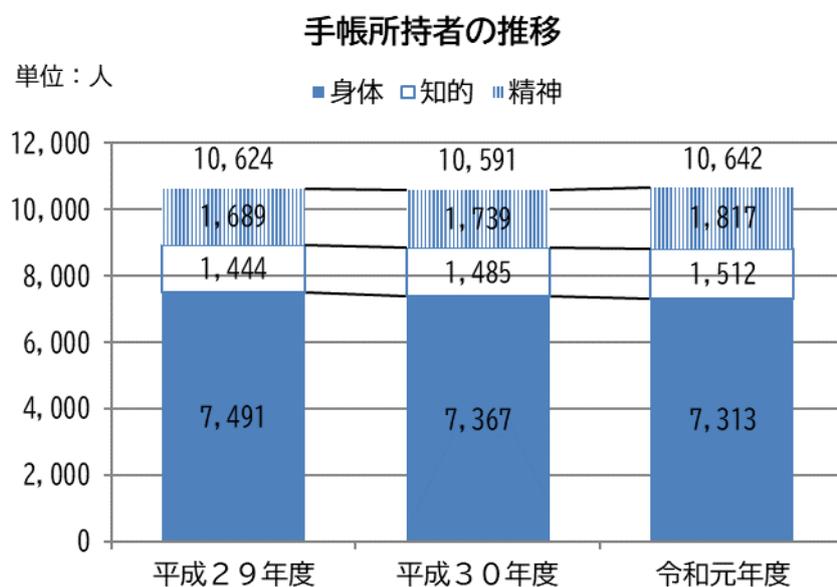
1 障がい者の状況

1 障害者手帳の交付状況

(1)手帳所持者の推移等

本市における障害者手帳所持者数は、ここ数年横ばい傾向にあり、令和2年3月31日現在、複数の障害者手帳所持者をそれぞれ1人と数えた場合の障害者手帳所持者数は10,642人で、住民基本台帳による総人口の約5.6%にあたります。平成29年度末の所持者数と比較すると、18人、0.2%の増加となっています。

手帳の種類別で見ると、この3年間で身体障害者手帳の所持者数は2.4%の減、療育手帳の所持者数は4.7%の増、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は7.6%の増と、特に精神障害者保健福祉手帳の所持者数が伸びています。

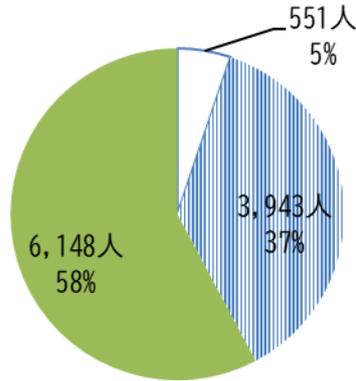


障がい福祉課 各年度3月31日現在

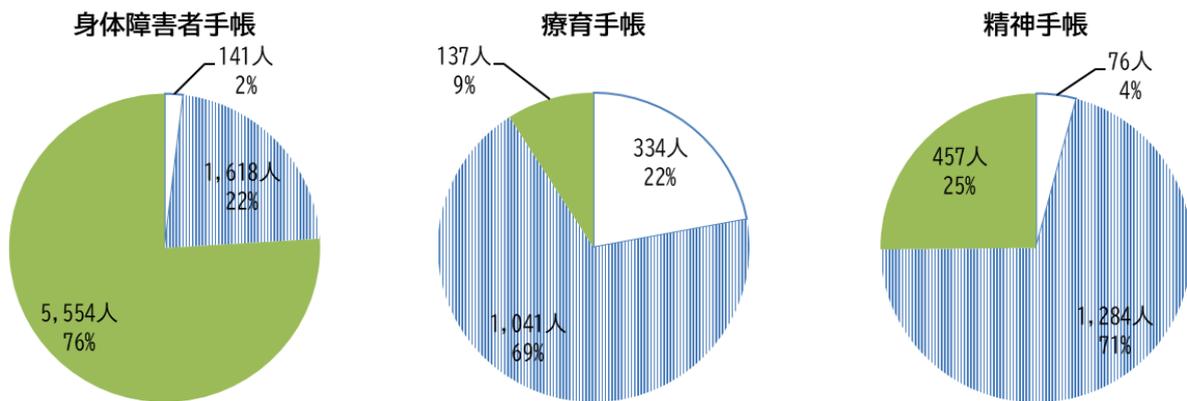
令和2年3月31日時点の障害者手帳所持者の年齢別の構成は、全体で見ると65歳以上が半数以上を占め、身体障害者手帳所持者では7割以上を占めていますが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者では、18歳～64歳が約7割を占めています。

年齢別構成(全種別合計 R2.3.31 現在)

□ 18歳未満 ■ 18歳～64歳 ■ 65歳以上



年齢別構成(手帳種別 R2.3.31 現在)



■障害者手帳所持者の年齢階層別構成

単位：人

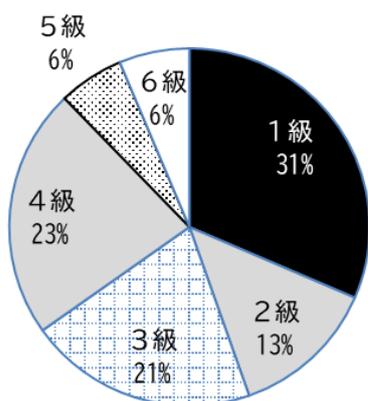
	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	合計
18歳未満	141	334	76	551
18歳～64歳	1,618	1,041	1,284	3,943
65歳以上	5,554	137	457	6,148
合計	7,313	1,512	1,817	10,642

障がい福祉課 令和2年3月31日現在

(2)身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数は平成29年度と比較すると減少しています。令和2年3月31日時点における等級別構成比は、1級・2級を合わせた重度が44%、3級・4級を合わせた中度が44%、5級・6級を合わせた軽度が12%となっています。

等級別構成比（R2. 3. 31現在）



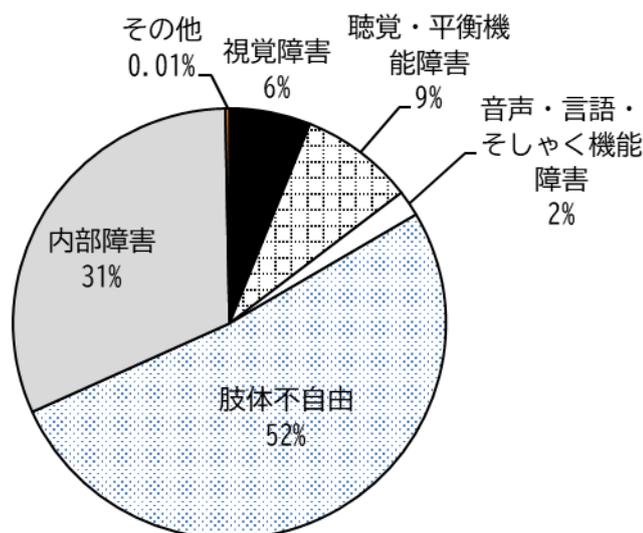
■身体障害者手帳所持者の等級別構成 単位：人

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
所持者数		7,491	7,367	7,313
等級別所持者数	1級	2,336	2,313	2,302
	2級	954	963	961
	3級	1,501	1,498	1,504
	4級	1,781	1,704	1,654
	5級	454	422	430
	6級	465	467	462

障がい福祉課 各年度3月31日現在

令和2年3月31日現在における種類別構成比は、肢体不自由が52%と半数を超えており、次いで内部障害が31%、聴覚・平衡機能障害が9%、視覚障害が6%、音声・言語・そしゃく機能障害が2%となっています。

障がいの種類別構成比（R2. 3. 31現在）



■身体障害者手帳の部位別・等級別の構成

単位：人

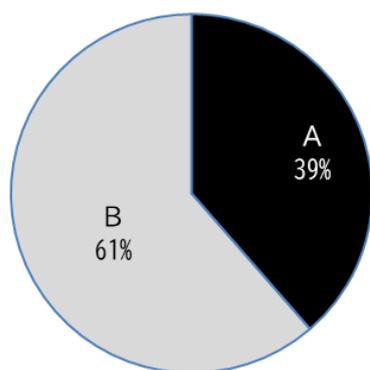
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	145	154	35	38	52	20	444
聴覚障害	31	120	88	109	4	237	589
平衡機能	2	1	23	0	8	0	34
音声・言語・咀嚼	59	3	48	33	0	0	143
肢体（上肢）	79	101	129	120	69	45	543
肢体（下肢）	436	435	578	932	254	153	2,788
肢体（体幹）	59	82	70	3	37	0	251
脳原性運動機能	129	26	24	8	6	6	199
心臓機能	970	2	311	147	0	0	1,430
腎臓機能	342	1	64	3	0	0	410
呼吸器機能	16	7	99	16	0	0	138
膀胱・直腸機能	20	16	25	238	0	0	299
肝臓機能	10	8	2	3	0	0	23
その他	4	5	8	4	0	1	22
合計	2,302	961	1,504	1,654	430	462	7,313

障がい福祉課 令和2年3月31日現在

(3)療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数は増加傾向にあります。令和2年3月31日現在における等級別構成比は、Aが39%、Bが61%となっています。

等級別構成比（R2. 3. 31現在）



■療育手帳所持者の等級別構成

単位：人

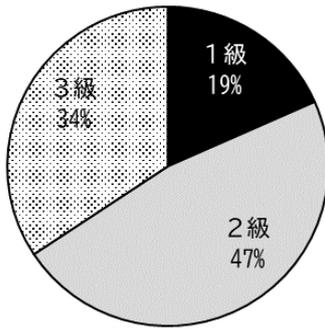
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
所持者数		1,444	1,485	1,512
等級別 所持者数	A	567	570	584
	B	877	915	928

障がい福祉課 各年度3月31日現在

(4)精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、増加傾向にあり、令和元年度の所持者数を平成29年度と比較すると、7.6%増となっています。令和2年3月31日時点における等級別構成比は、1級が19%、2級が47%、3級が34%となっています。

等級別構成比（R2.3.31現在）



■精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別構成

単位：人

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
所持者数		1,689	1,739	1,817
等級別 所持者数	1級	355	342	334
	2級	794	823	860
	3級	540	574	623

障がい福祉課 各年度3月31日現在

2 発達障がい者の状況

発達障害者支援法では、発達障がいを「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義しています。

平成24年に文部科学省が全国の公立小中学校を対象に実施した、「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」では、学習面又は行動面において著しい困難を示す児童生徒の割合を6.5%と推計しています。

本市の18歳未満の児童を対象とする、障害児通所支援等の支給決定者に占める発達障がい児(疑いのある者を含む)の割合は令和2年4月1日現在で23.7%を占め、知的障がい児に次ぎ、多い状況にあります。

また、山口県発達障害者支援センターにおける発達障がい児者の相談件数は、本市、県ともに増加傾向にあります。

現在、成人期に初めて診断を受ける「大人の発達障がい」の問題にも注目が集まっており、発達障がいに気づかないまま成長し、理解のない環境の中で、うつや不安障がいなど

の精神疾患などを発症したり、ひきこもり状態など、発達障がいの2次障がいにつながる
ことがあります。こうした成人期の不適応状態を防ぐためにも発達障がいを早期に発見し、
その支援を行うことが重要となっています。

■障害児通所支援等支給決定者における発達障がい児等の状況

単位：人

	平成29年 4月1日現在	平成30年 4月1日現在	平成31年 4月1日現在	令和2年 4月1日現在	H29→R2 増加人数	H29→R2 増加率
支給決定総数	544	579	600	666	122	22.4%
身体障がい児	53	53	34	35	-18	-34.0%
知的障がい児	308	289	337	432	124	40.3%
精神障がい児	1	6	1	0	-1	-100.0%
重症心身障がい児	31	28	44	41	10	32.3%
発達障がい児(①)	72	79	78	71	-1	-1.4%
発達障がいの疑いのある児童(②)	79	124	106	87	8	10.1%
①②合計(③)	151	203	184	158	7	4.6%
支給決定総数に占める③の割合	27.8%	35.1%	30.7%	23.7%		

*発達障がい児またはその疑いのある児童＝その診断を受けた児童

障がい福祉課

■山口県発達障害者支援センターへの相談件数(参考)

単位：件

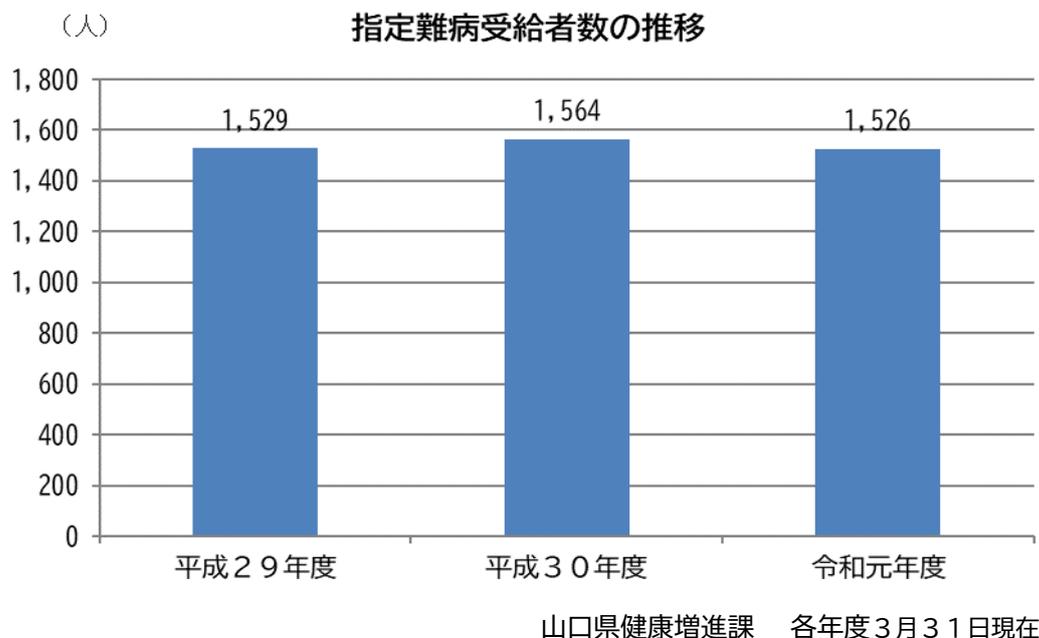
	実相談件数		延相談件数	
	山口県	うち 山口市	山口県	うち 山口市
平成30年度	483	140	1,727	628
令和元年度	523	180	1,865	753

*発達障害者支援センター：都道府県知事等が指定した社会福祉法人、特定非営利活動法人等が運営する発達障がい児(者)
への支援を総合的に行うことを目的とした専門的機関です。



3 難病患者の状況

本市の指定難病の受給者数は、ここ数年横ばい傾向にあります。なお、令和元年7月から総合支援法の対象疾病は361疾患となっています。



4 自立支援医療の状況

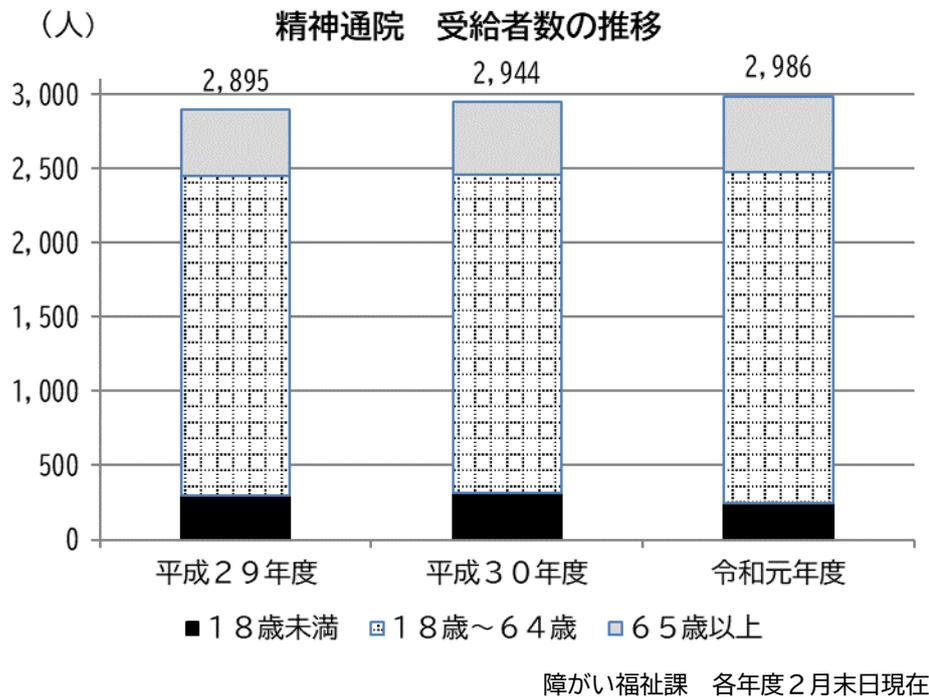
自立支援医療とは、心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、障がいの種別や年齢に応じて、精神通院医療・更生医療・育成医療があります。

(1)精神通院医療の状況

精神通院医療の受給者は増加傾向にあり、令和元年度の受給者数は、2,986人となっています。平成29年度と比較すると、91人、3.1%の増となっており、特に65歳以上では、65人、14.5%の増となっています。

令和2年2月末日現在の年齢別構成比は、18歳～64歳が75%と最も多く、次いで65歳以上が17%、18歳未満が8%となっています。





(2)更生医療・育成医療の状況

更生医療の受給者は、概ね横ばいで推移しています。

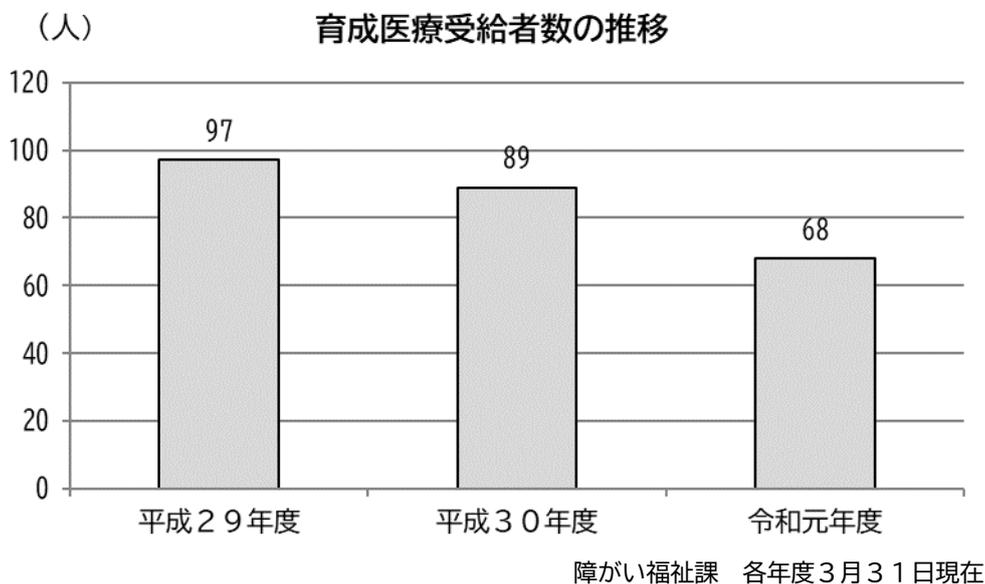
更生医療の、令和2年3月31日現在の種別構成比は、透析が61%と最も多く、次いで心臓が22%、肢体が8%となっています。

■自立支援医療(更生医療)種別別推移 単位：人

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
透析	388	389	384
肢体	35	30	49
心臓	184	149	139
その他	49	41	59
合計	656	609	631

障がい福祉課 各年度3月31日現在

育成医療の受給者は、平成29年度からの3年間は減少していますが、年度で増減があります。



5 障害支援区分の状況

障がい者の介護給付及び一部の訓練等給付の支給決定を受けるためには、総合支援法に基づく障害支援区分認定を受ける必要があります。区分1～区分6までの6段階あり、数字が大きいほど支援の必要性がより高いということになります。認定を受けた方はやや増加傾向で、特に区分3以上の方が増加しています。

(単位:人)

(平成30年4月30日現在)	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障がい者	0	5	30	57	35	44	137	308
知的障がい者	0	11	40	74	116	123	153	517
精神障がい者	0	10	57	20	14	4	6	111
難病患者	0	0	0	0	1	1	0	2
合計	0	24	122	141	145	148	232	812
(平成31年4月30日現在)	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障がい者	0	5	24	62	42	45	139	317
知的障がい者	0	10	35	78	128	123	152	526
精神障がい者	0	10	56	22	20	8	5	121
難病患者	0	0	0	1	0	2	0	3
合計	0	24	110	152	169	151	230	836
(令和2年4月30日現在)	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障がい者	0	3	16	62	35	45	147	308
知的障がい者	0	10	40	75	125	132	156	538
精神障がい者	0	10	54	30	15	5	7	121
難病患者	0	0	0	1	0	1	0	2
合計	0	22	106	155	157	155	241	836

(注)障がい種別の認定状況と合計は、重複障がいをそれぞれ計上しているため一致しません。

6 障害福祉サービス支給決定者数の推移

障害福祉サービスの支給決定者数は、やや増加しています。

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
身体障がい者	人数(人)	280	284	282	279
	前年度比		1.01	0.99	0.99
知的障がい者	人数(人)	610	626	634	644
	前年度比		1.03	1.01	1.02
精神障がい者	人数(人)	370	360	369	355
	前年度比		0.97	1.03	0.96
障がい児	人数(人)	45	41	42	40
	前年度比		0.91	1.02	0.95
難病	人数(人)	4	3	4	4
	前年度比		0.75	1.33	1.00
合計	人数(人)	1,309	1,314	1,331	1,322
	前年度比		1.00	1.01	0.99

*毎年度2月サービス提供分

7 障害福祉サービス事業所の状況

*以下の7区域別に表示しています。

阿東:阿東

徳地:徳地

北東部:仁保、小鯖、大内、宮野

中央部:大殿、白石、湯田、吉敷、平川、大歳

小郡:小郡

川東:陶、鑄銭司、名田島、秋穂二島、秋穂

川西:嘉川、佐山、阿知須

サービス	区域別事業所数		定員	区域別事業所数		定員
居宅介護	阿東	1	-	徳地	0	-
	北東部	9	-	中央部	5	-
	小郡	4	-	川東	2	-
	川西	0	-	合計	21	-
重度訪問介護	阿東	1	-	徳地	0	-
	北東部	8	-	中央部	5	-
	小郡	4	-	川東	1	-
	川西	0	-	合計	19	-

サービス	区域別事業所数		定員	区域別事業所数		定員
同行援護	阿東	1	-	徳地	0	-
	北東部	2	-	中央部	3	-
	小郡	4	-	川東	0	-
	川西	0	-	合計	10	-
行動援護	阿東	0	-	徳地	0	-
	北東部	0	-	中央部	0	-
	小郡	1	-	川東	0	-
	川西	0	-	合計	1	-
重度障害者等包括支援	阿東	0	-	徳地	0	-
	北東部	0	-	中央部	0	-
	小郡	0	-	川東	0	-
	川西	0	-	合計	0	-
生活介護 ※共生型含む	阿東	0	0	徳地	0	0
	北東部	7	235	中央部	9	221
	小郡	2	26	川東	2	130
	川西	3	100	合計	23	712
自立訓練 (機能訓練)	阿東	0	0	徳地	0	0
	北東部	0	0	中央部	0	0
	小郡	0	0	川東	0	0
	川西	0	0	合計	0	0
自立訓練 (生活訓練)	阿東	0	0	徳地	0	0
	北東部	0	0	中央部	1	6
	小郡	1	20	川東	1	(多機能型)
	川西	0	0	合計	3	26
就労移行支援	阿東	0	0	徳地	0	0
	北東部	2	16	中央部	2	12
	小郡	4	36	川東	1	10
	川西	1	10	合計	10	84
就労継続支援A型	阿東	0	0	徳地	0	0
	北東部	0	0	中央部	1	10
	小郡	2	30	川東	0	0
	川西	1	10	合計	4	50
就労継続支援B型	阿東	0	0	徳地	0	0
	北東部	8	195	中央部	9	176
	小郡	3	64	川東	4	79
	川西	0	0	合計	24	514
就労定着支援	阿東	0	-	徳地	0	-
	北東部	0	-	中央部	1	-
	小郡	2	-	川東	0	-
	川西	0	-	合計	3	-
療養介護	阿東	0	0	徳地	0	0
	北東部	0	0	中央部	0	0
	小郡	0	0	川東	0	0
	川西	0	0	合計	0	0
短期入所 ※共生型含む	阿東	0	0	徳地	0	0
	北東部	6	23	中央部	4	16
	小郡	1	7	川東	4	7
	川西	1	1	合計	16	54

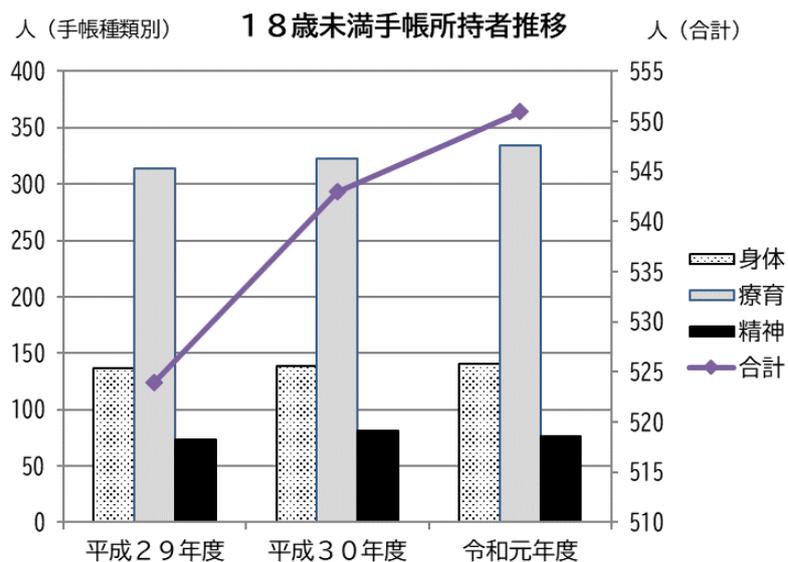
サービス	区域別事業所数		定員	区域別事業所数		定員
共同生活援助	阿東	0	0	徳地	0	0
	北東部	20	112	中央部	10	47
	小郡	3	21	川東	13	97
	川西	0	0	合計	46	277
施設入所支援	阿東	0	0	徳地	0	0
	北東部	3	134	中央部	1	52
	小郡	0	0	川東	2	136
	川西	0	0	合計	6	322
計画相談支援	阿東	0	-	徳地	0	-
	北東部	3	-	中央部	5	-
	小郡	0	-	川東	4	-
	川西	0	-	合計	12	-
地域移行支援	阿東	0	-	徳地	0	-
	北東部	2	-	中央部	2	-
	小郡	0	-	川東	2	-
	川西	0	-	合計	6	-
地域定着支援	阿東	0	-	徳地	0	-
	北東部	2	-	中央部	2	-
	小郡	0	-	川東	2	-
	川西	0	-	合計	6	-

*令和2年10月1日現在

2 障がい児の状況

1 障害者手帳(18歳未満)の交付状況

18歳未満の障害者手帳所持者数は、平成29年度以降増加しています。



■ 18歳未満 手帳所持者数の推移 単位：人

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
身体	137	139	141
療育	314	323	334
精神	73	81	76
合計	524	543	551

障がい福祉課 各年度3月31日現在

2 保育所・幼稚園等の状況

本市においては、すべての保育所・幼稚園等において、障がいの有無にかかわらず、園児の受け入れを行っています。受け入れの状況は、以下のとおりです。

■保育所の状況

単位：か所・人

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
保育所か所数	36	37	36
在籍園児数	3,215	3,308	3,342
在籍障がい児数	121	131	142
上記園児在籍か所数	21	25	23

保育幼稚園課 各年度4月1日現在

■幼稚園の状況

単位：か所・人

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
幼稚園か所数	23	23	23
在籍園児数	2,665	2,631	2,602
①手帳所持児童数 ②診断を受けている児童数 ③特に配慮を必要とする児童数 ④私立幼稚園等特別支援教育費 補助金対象児童数	157	154	164
上記園児在籍か所数	20	21	21

*山口市立幼稚園については①②③の児童数、私立幼稚園については④の児童数

保育幼稚園課・障がい福祉課

■放課後児童クラブの状況

単位：か所・人

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
放課後児童クラブか所数	47	50	51
在籍児童数	1,921	2,105	2,280
障がいのある児童等の数	90	104	100
障がいのある児童等在籍か所数	37	43	41

※障がいのある児童等＝手帳所持児童・診断を受けた児童・特に配慮が必要な児童

こども未来課 各年度4月1日現在

3 ことばの教室幼児部・通級指導教室・特別支援学級・特別支援学校の状況

人口構成では、18歳未満の人数は減少していますが、ことばの教室等の在籍・通級者数は、いずれも増加を続けています。

(1)ことばの教室幼児部

ことばの教室幼児部は、現在、白石小学校内と小郡南小学校内に設置しています。未就学児を対象とし、園生活への適応、就学に向けての支援を行っています。

■ことばの教室幼児部箇所数・在籍幼児数推移 単位:校・人

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
設置校数	2	2	2
在籍者数 (延べ人数。定期相談含む)	85	115	118

保育幼稚園課 各年度3月31日現在

(2)山口市立小中学校通級指導教室

令和元年度の通級指導教室は、小学校9校、中学校5校に設置しています。通級児童生徒数は増加を続けており、平成29年度と令和元年度を比較すると、小学校で約1.2倍、中学校では約1.4倍となっています。

■山口市立小中学校通級指導教室設置校数・通級児童生徒数 単位:校・人

	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
設置校数	9	4	9	4	9	5
児童生徒数	282	41	297	52	325	58
児童生徒数合計	323		349		383	

山口市教育委員会 各年度5月1日現在



(3) 山口市立小中学校特別支援学級

令和元年度の特別支援学級は、小学校30校、中学校16校に設置しています。在籍児童生徒数は以下のとおり増加を続けています。

令和元年度の障がいの種類別構成比をみると、小学校、中学校いずれも自閉症・情緒障がい半分以上を占めています。

■山口市立小中学校特別支援学級箇所数・在籍児童生徒数 単位：箇所・人

	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
設置校数	30	15	31	15	30	16
知的障がい	120	46	126	46	135	46
肢体不自由	10	2	9	2	9	3
病弱・身体虚弱	1	0	2	0	2	1
弱視	2	0	4	0	5	0
難聴	4	6	3	4	4	3
言語障がい	0	0	0	0	0	0
自閉症・情緒障がい	170	60	169	73	200	76
小計	307	114	313	125	355	129
合計	421		438		484	

山口市教育委員会 各年度5月1日現在

(4) 山口市内の特別支援学校

市内の特別支援学校は、幼稚部1か所、小学部、中学部、高等部が各3か所あります。本市在住の在籍生徒数は、以下のとおりです。

■山口市内の特別支援学校・在籍幼児児童生徒数(山口市在住者) 単位：人

	平成29年度				平成30年度				令和元年度			
	幼	小	中	高	幼	小	中	高	幼	小	中	高
幼小中高別	0	64	75	99	2	73	77	96	1	68	74	112
合計	238				248				255			

障がい福祉課調べ 各年度4月1日現在

4 障害児通所支援事業所の状況

*以下の7区域別に表示しています。

阿東:阿東

徳地:徳地

北東部:仁保、小鱈、大内、宮野

中央部:大殿、白石、湯田、吉敷、平川、大歳

小郡:小郡

川東:陶、鑄銭司、名田島、秋穂二島、秋穂

川西:嘉川、佐山、阿知須

サービス	区域別事業所数		定員	区域別事業所数		定員
児童発達支援	阿東	0	0	徳地	0	0
	北東部	3	30	中央部	6	60
	小郡	5	50	川東	1	10
	川西	1	10	合計	16	160
医療型児童発達支援	阿東	0	0	徳地	0	0
	北東部	0	0	中央部	0	0
	小郡	1	5	川東	0	0
	川西	0	0	合計	1	5
放課後等デイサービス	阿東	0	0	徳地	0	0
	北東部	4	40	中央部	17	165
	小郡	6	55	川東	1	10
	川西	2	20	合計	30	290
保育所等訪問支援	阿東	0	-	徳地	0	-
	北東部	1	-	中央部	1	-
	小郡	1	-	川東	0	-
	川西	0	-	合計	3	-
居宅訪問型 児童発達支援	阿東	0	-	徳地	0	-
	北東部	0	-	中央部	0	-
	小郡	0	-	川東	0	-
	川西	0	-	合計	0	-
障害児相談支援	阿東	0	-	徳地	0	-
	北東部	2	-	中央部	5	-
	小郡	0	-	川東	2	-
	川西	0	-	合計	9	-

*令和2年10月1日現在

3 障がい者の就労状況

各年度末時点の山口公共職業安定所における障がい者登録状況をみると、全ての障がい種別で求職者が増加しており、この3年間で1.46倍の増加となっています。また、全体の就業者数は平成30年度まで増加傾向にありましたが、令和元年度は前年度と比較して概ね横ばいになっています。

各年6月1日時点の山口公共職業安定所管内の障がい者雇用状況をみると、雇用障がい者数は約1,800人で、令和元年の実雇用率は、3.64%となっています。

■山口公共職業安定所における障がい者登録状況

単位：人

	計	身体障がい者		知的障がい者		精神障がい者	その他の障がい者
		うち重度障がい者		うち重度障がい者			
平成29年度末	1,631	728	300	418	53	429	56
有効求職者	493	178	72	89	8	202	24
就業者	882	414	172	275	36	168	25
保留中の者	256	136	56	54	9	59	7
平成30年度末	1,744	763	314	446	54	467	68
有効求職者	578	211	83	109	8	230	28
就業者	915	419	175	283	37	179	34
保留中の者	251	133	56	54	9	58	6
令和元年度末	1,888	804	329	472	53	528	84
有効求職者	721	248	97	144	8	284	45
就業者	903	413	168	272	36	184	34
保留中の者	264	143	64	56	9	60	5

*有効求職者：登録者の内現在仕事を探している方。就業者の者：実際に働いている方。

*保留中の者：登録中だが職探しを中断している方

山口公共職業安定所

■山口公共職業安定所管内 障がい者雇用状況

単位：人・%

	企業数	法定常用労働者数	雇用障がい者数	実雇用率	法定雇用率 達成企業の割合	県実雇用率	全国雇用率
平成29年	134	46,873.0	1,821	3.88	54.5	2.56	1.97
平成30年	147	47,602.5	1,837	3.86	51.7	2.58	2.05
令和元年	148	50,266.5	1,830	3.64	53.4	2.59	2.11

山口公共職業安定所 6月1日時点

*法定雇用率とは、障害者雇用促進法によって民間企業、国、地方公共団体に義務づけられている「常時雇用している労働者数」に対する身体障害者、知的障害者の一定割合のこと。障害者雇用促進法の改正により、平成30年4月から法定雇用率の算定基礎の対象に新たに精神障害者を加え、段階的に法定雇用率が引き上げになっている。

1 障害福祉サービスの実績値

訪問系サービス

サービス名	単位		平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 見込
	居宅介護	人/月	実利用人数	139	136
時間/月		延利用時間	2,072	2,005	1,788
重度訪問介護	人/月	実利用人数	10	12	13
	時間/月	延利用時間	2,064	2,396	2,864
同行援護	人/月	実利用人数	29	31	28
	時間/月	延利用時間	434	474	356
行動援護	人/月	実利用人数	0	0	0
	時間/月	延利用時間	0	0	0
重度障害者等包 括支援	人/月	実利用人数	0	0	0
	時間/月	延利用時間	0	0	0

*平成30年度、令和元年度は4月～3月の実績、令和2年度は4月～6月実績による見込。(以降同じ)

日中活動系サービス

サービス名	単位		平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 見込	
	生活介護	人/月	実利用人数	429	433	437
人*日/月		延利用日数	8,559	8,663	8,730	
自立訓練(機能訓練)	人/月	実利用人数	0	0	0	
	人*日/月	延利用日数	0	0	0	
自立訓練 (生活訓練)	(生活 訓練)	人/月	実利用人数	22	24	22
		人*日/月	延利用日数	258	301	237
	(宿泊 型自立 訓練)	人/月	実利用人数	7	9	10
		人*日/月	延利用日数	180	253	268

就労移行支援	人/月	実利用人数	33	32	34
	人*日/月	延利用日数	531	478	515
就労継続支援(A型)	人/月	実利用人数	28	28	29
	人*日/月	延利用日数	547	555	582
就労継続支援(B型)	人/月	実利用人数	443	449	461
	人*日/月	延利用日数	7,392	7,440	7,555
就労定着支援	人/月	実利用人数	0	2	8
療養介護	人/月	実利用人数	18	19	20
短期入所 (福祉型)	人/月	実利用人数	65	76	61
	人*日/月	延利用日数	489	582	505
短期入所 (医療型)	人/月	実利用人数	3	3	0
	人*日/月	延利用日数	8	9	0

*生活介護の実績に関し、下記の継続入所者数を除く。

(平成30年度:15人、令和元年度以降:14人)

*就労継続支援(B型)の実績に関し、各年度の継続入所者1人を除く。

居住系サービス

サービス名	単位		平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 見込
	共同生活援助	人/月	実利用人数	203	200
施設入所支援	人/月	実利用人数	228	231	230
自立生活援助	人/月	実利用人数	0	0	0

*施設入所支援の実績に関し、下記の継続入所者数を除く。

(平成30年度:16人、令和元年度以降:15人)

相談支援

サービス名	単位		平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 見込
	計画相談支援	人/月	実利用人数	247	283
地域移行支援	人/月	実利用人数	1	1	0
地域定着支援	人/月	実利用人数	0	0	0

2 障害児通所支援の実績値

障害児通所支援

サービス名	単位		平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 見込
児童発達支援	人/月	実利用人数	150	154	139
	人*日/月	延利用日数	1,087	1,229	1,146
医療型 児童発達支援	人/月	実利用人数	0	0	0
	人*日/月	延利用日数	0	0	0
放課後等 デイサービス	人/月	実利用人数	334	359	382
	人*日/月	延利用日数	4,190	4,640	4,635
保育所等訪問支援	人/月	実利用人数	6	8	4
	人*日/月	延利用日数	6	9	5
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	実利用人数	0	0	0
	人*日/月	延利用日数	0	0	0
障害児相談支援	人/月	実利用人数	131	142	171
医療的ケア児に対する関連 分野の支援を調整するコ ーディネーターの配置人数	人	配置人数	0	0	4

*平成30年度、令和元年度は4月～3月の実績、令和2年度は4月～6月実績による見込



3 地域生活支援事業の実績値

必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

事業名	単位	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施(1回)	実施(1回)	実施(1回)

*平成30年度、令和元年度は3月実績、令和2年度は8月末実績による見込

(2) 自発的活動支援事業

事業名	単位	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込
自発的活動支援事業	実施の有無	実施(5件)	実施(6件)	実施(6件)

*平成30年度、令和元年度は3月実績、令和2年度は8月末実績による見込

(3) 相談支援事業

事業名	単位	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込
障害者相談支援事業	か所	5	5	5
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	か所	4	1	1
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無

*平成30年度、令和元年度は3月実績、令和2年度は7月実績による見込

(4) 成年後見制度利用支援事業

事業名	単位	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込
成年後見制度利用支援事業	人/年	7	3	1

*平成30年度、令和元年度は3月実績、令和2年度は8月末実績による見込

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

事業名	単位	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無

(6) 意思疎通支援事業

事業名	単位	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込
手話通訳者派遣事業	通訳件数/年	969	1,112	825
手話奉仕員派遣事業	通訳件数/年	146	99	117
要約筆記者派遣事業	通訳件数/年	230	230	136
手話通訳者設置事業	通訳件数/年	1,257	666	823
	設置人数	3	3	3

*平成30年度、令和元年度は3月末実績、令和2年度は8月末実績による見込

(7) 日常生活用具給付等事業

種類等	単位	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込
介護訓練支援用具	給付件数/年	18	16	3
自立生活支援用具	給付件数/年	32	31	33
在宅療養等支援用具	給付件数/年	17	23	27
情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	36	51	36
排泄管理支援用具(*1)	給付件数/年	3,922	3,983	4,317
住宅改修費	給付件数/年	8	10	0

*平成30年度、令和元年度は3月末実績、令和2年度は、4月～7月実績による見込(4か月分×3)

(*1) ストーマ、紙おむつ等、継続的に給付する用具の件数は、1か月分を1件とした場合の実績件数

(8) 手話奉仕員養成研修事業

事業名	単位	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込
手話奉仕員 養成研修事業	養成研修 修了者数/年	13	14	15

*平成30年度、令和元年度は3月末実績、令和2年度は9月時点見込

(9) 移動支援事業

事業名	単位	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込
移動支援事業	実施か所数	16	17	17
	月平均実利用者数	31	31	20
	時間分/年	3,773	3,439	1,485

*平成30年度、令和元年度は3月実績、令和2年度は4月～7月実績による見込(4か月分÷4×12)

*時間分/年:「月平均実利用者数」×「一人あたりの月平均利用時間」×12か月で算出される

(10) 地域活動支援センター事業

事業名	単位	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 見込
地域活動支援センタ ーⅠ型(基礎的事業・ 機能強化事業)	実施か所	1	1	1
	月平均実利用者数	170	184	215
	人分/年	12,240	8,832	8,658
地域活動支援センタ ーⅡ型(基礎的事業・ 機能強化事業)	実施か所	1	1	1
	月平均実利用者数	82	73	42
	人分/年	2,952	2,628	1,452
地域活動支援センタ ーⅢ型(基礎的事業)	実施か所	3	3	3
	月平均実利用者数	32	21	20
	人分/年	4,224	4,032	4,101

*平成30年度、令和元年度は3月末実績、令和2年度は7月末実績による見込

*人分/年:「月平均実利用者数」×「一人あたりの月平均利用日数」×12か月で算出される

任意事業

(1) 日中一時支援事業

事業名	単位	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 見込
日中一時支援事業	実施か所数	53	55	60
	月平均実利用者数	176	211	230
	回分/年	10,368	11,916	10,312

*平成30年度、令和元年度は3月末実績、令和2年度は4月～7月実績による見込(令和元年度の8月以降伸び率を反映)

(2) 訪問入浴サービス事業

事業名	単位	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 見込
訪問入浴サービス事業	実施か所数	3	3	4
	月平均実利用者数	6	8	7
	回分/年	619	988	840

*平成30年度、令和元年度は3月末実績、令和2年度は4月～7月実績による見込

*回分/年:「月平均実利用者数」×「一人あたりの月平均利用回数」×12か月で算出される

(3) 巡回支援専門員整備事業

事業名	単位	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 見込
巡回支援専門員整備事業	専門員配置の有無 (実績・見込)	有 (1人)	有 (1人)	有 (1人)

*平成30年度、令和元年度は3月実績、令和2年度は7月実績による見込



(4) 社会参加支援事業

事業名	単位	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 見込
レクリエーション活動等 支援	回/年	4	3	1
芸術文化活動振興	回/年	1	1	1
点字・声の広報等発行	点訳 延べ利用人数/年	486	468	480
	音訳 延べ利用人数/年	471	460	480
朗読奉仕員養成研修事業	養成研修修了者数 人/年	11	8	27
自動車運転免許取得・改造 助成	免許取得 人/年	5	5	6
	改造 人/年	6	4	6

*平成30年度、令和元年度は3月末実績、令和2年度は見込

相談支援事業所アンケート・ヒアリング調査 結果報告書

1 調査の目的

相談支援体制充実のための基礎資料、福祉サービスの量の把握、子ども・子育て支援の利用ニーズの把握

2 調査対象

山口市内の全相談支援事業所

3 ヒアリング実施期間

令和2年9月24日

4 調査数

12事業所

5 回収数(率)

12事業所(100.0%)

6 調査方法

メール配布後回収(一部紙媒体提出)及びグループヒアリング

7 調査結果

①サービス等利用計画を担当する相談支援専門員数

	事業所数	相談支援専門員人数	平均(1事業所あたり)
平成29年4月	11か所	20人	1.8人
令和2年4月	12か所	24人	2人

*1人配置事業所 3か所、2人配置事業所 8か所、5人配置事業所 1か所

②サービス等利用計画対象実人数

(人)

	全事業所計		相談支援専門員一人当たり	
	H29.9	R2.9	H29.9	R2.9
特定相談支援事業 (うち山口市民)	1,282 (1,024)	1,347 (1,007)	71.2 (56.9)	61.2 (45.8)
障害児相談支援事業 (うち山口市民)	542 (532)	653 (646)	36.1 (35.5)	36.3 (35.9)

・最高担当人数 185人、最低担当人数 20人



③障害児通所サービス利用者のうち他の子ども・子育て支援の利用ニーズ
(やむをえず、障害児通所支援を利用)

	利用希望相談	
	平成29年4月	令和2年9月
保育園	2件	1件
認定こども園	0件	0件
放課後児童クラブ	6件	3件

8 調査結果から得た現状と課題

- ・相談支援専門員の充足状況については、「適当」と回答した事業所が9事業所であった。
- ・基幹相談支援センターの役割、機能が不明確である。
- ・地域移行においては、24時間対応体制の維持が困難であったり、医療との連携に対する課題がある。
- ・地域で生活する障がい児者の個別性(他害行動、問題行動、医療的ケア、重度心身障がい児者など)が非常に多岐にわたり、サービス利用のニーズの多様化への対応が必要。
- ・新たな課題として、コロナ禍における相談支援のあり方について、臨機応変な対応が求められている。
- ・障害児通所支援については、空きがなくて利用できない状況が生じることがある。また、保護者の希望が、一定の事業所に集中することがある。
- ・障がい児を育てる保護者の方は、子どもの将来(就学、就労等)について、様々な不安感を抱いている。

9 計画への反映

- ・利用者に対して、質の高い相談支援が提供されることは、個々のニーズに応じたサービスを利用することに寄与し、相談支援の人員や窓口などの充実が、他のサービス対応の充実につながることを共通認識しました。また、相談支援体制を充実するために、行政等の相談窓口を分かりやすく情報提供し、相談支援事業所等と連携強化に努める必要性を把握しました。
- ・引き続き、計画相談支援等、障害者相談支援事業(委託相談)、基幹相談支援センターによる重層的な相談支援体制のあり方について検討していくことを加味しました。
- ・引き続き、地域移行・地域定着支援の見込み量を確保するために、関係機関との連携を図り、地域移行・地域定着支援に関する働きかけをすすめていくことを加味しました。
- ・障害児通所支援の見込み量算定において、提供量が不足している状況を把握しました。また、障がい特性を十分にアセスメントした上で、支援が必要な児童に必要なサービスが提供されることが重要であることを共通認識しました。
- ・国の示す基本指針に基づき、発達障がい者等に対する支援について盛り込みました。

施設入所支援事業所アンケート調査 結果報告書

1 調査の目的

- 当該事業の課題の把握
- 当該事業の見込量の把握
- 地域生活への移行者数の把握

2 調査対象

- 山口市内の全施設入所支援事業所(6事業所)

3 調査期間

- 令和2年8月

4 アンケート調査により得られた現状と課題

- ・高齢化が進み、地域移行できる方が少なく、入所に戻る傾向にある。
- ・地域移行ができる取組の例示、イメージの共有。
- ・重度障がいの方の受け入れができるグループホームの整備が必要。
- ・入所施設だけでなく、強度行動障がい者の個別支援ができる環境の整備が必要。

5 計画への反映

- 地域移行への課題は多いとの回答でしたが、その中でも地域移行者の実績が毎年1～2人あることを加味しています。



生活介護事業所アンケート調査 結果報告書

1 調査の目的

当該事業の課題の把握

当該事業の見込量の把握

総合支援学校卒業生のサービス利用把握

2 調査対象

山口市内の全生活介護事業所(18事業所)

3 調査期間

令和2年8月

4 アンケート調査により得られた現状と課題

- ・支援人材の確保と定着が難しい。
- ・多様なニーズに対応したいが、人材が少なく支援や利用日数が制限される。

5 計画への反映

生活介護の見込量において、総合支援学校高等部3年生の卒業後の利用が10人程度見込まれていることを加味しています。



就労系(就労移行支援)事業所アンケート調査 結果報告書

1 調査の目的

- 当該事業の課題の把握
- 当該事業の見込量の把握
- 一般就労への移行者数等の把握

2 調査対象

山口市内の就労移行支援事業所(10事業所)

- ※うち2事業所が就労継続支援A型事業所、
8事業所が就労継続支援B型事業所と兼ねている

3 調査期間

令和2年8月

4 アンケート調査により得られた現状と課題

- ・サービスの周知が足りず利用者が減少傾向。
- ・利用希望者数に対して、事業所が多すぎる。
- ・利用者に対しての仕事不足が大きい。

5 計画への反映

障害者就業・生活支援センターや事業所、総合支援学校などとのネットワークの強化などにより、就労移行支援の利用者を確保していくことを加味しています。また、就労移行支援の見込量において、総合支援学校高等部3年生の卒業後の利用が5人程度見込まれていることを加味しています。

成果指標である一般就労への移行者数については、事業所調査により、令和3年度以降の一般就労移行者は10人程度見込まれていることを加味しています。

就労系(就労継続支援)事業所アンケート調査 結果報告書

1 調査の目的

- 当該事業の課題の把握
- 当該事業の見込量の把握
- 一般就労への移行者数等の把握

2 調査対象

山口市内の就労継続支援事業所(A型:3事業所、B型23事業所)

3 調査期間

令和2年8月

4 アンケート調査により得られた現状と課題

- ・利用者・保護者の高齢化への対応。
- ・新規事業所が増加し、利用者確保が難しい。
- ・支援人材の育成、確保、定着が必要。

5 計画への反映

先細り感を感じる事業所が一部あるものの、作業内容の拡充を計画する事業所が複数あることなど、全体としては利用者の増加傾向は続くを見込んでいることを加味しています。

また、就労継続支援の見込量において、総合支援学校高等部3年生の卒業後の利用がA型1人、B型3人見込まれていることを加味しています。

成果指標である一般就労への移行者数については、事業所調査により、令和3年度以降の一般就労移行者はA型1人、B型10人見込まれていることを加味しています。

障害児通所支援事業所アンケート調査 結果報告書

1 調査の目的

第二次山口市障害児福祉計画策定にあたっての障害児通所支援事業所の状況把握

2 調査対象

山口市内の全障害児通所支援事業所

3 調査時期

令和2年8月

4 調査数

31事業所

5 回収数(率)

26 事業所(83.9%)

6 調査方法

メール配布後回収

7 調査結果

①待機者の有無

	有	無
児童発達支援(5か所)	2か所(40%)	3か所(60%)
放課後等デイサービス(14か所)	9か所(64%)	5か所(36%)
児童発達支援・放課後等デイサービス(多機能)(7か所)	4か所(57%)	3か所(43%)

②今年度、定員の関係で希望の利用日数を断った児童がいる

(月10日の支給決定を受けているが、空きがないため、月5日の利用となっている等)

	有	無
児童発達支援(5か所)	2か所(40%)	3か所(60%)
放課後等デイサービス(14か所)	5か所(36%)	9か所(64%)
児童発達支援・放課後等デイサービス(多機能)(7か所)	4か所(57%)	3か所(43%)



③今年度、定員の関係で利用を断った児童がいる
(空きがないため受け入れ自体を断った)

	有	無
児童発達支援(5か所)	2か所(40%)	3か所(60%)
放課後等デイサービス(14か所)	6か所(43%)	8か所(57%)
児童発達支援・放課後等デイサービス(多機能)(7か所)	4か所(57%)	3か所(43%)

④職員の確保について

	確保が困難	確保は容易	どちらとも言えない
児童発達支援(5か所)	0か所 (0%)	2か所 (40%)	3か所 (60%)
放課後等デイサービス(14か所)	11か所 (79%)	0か所 (0%)	3か所 (21%)
児童発達支援・放課後等デイサービス(多機能)(7か所)	2か所 (29%)	0か所 (0%)	5か所 (71%)

⑤今後の事業所増設の予定

	有	無
児童発達支援(5か所)	1か所(20%)	4か所(80%)
放課後等デイサービス(14か所)	2か所(14%)	12か所(86%)
児童発達支援・放課後等デイサービス(多機能)(7か所)	0か所(0%)	7か所(100%)

8 調査結果から得た課題等

- ・待機者が、児童発達支援については40%、放課後等デイサービスについては64%、児童発達支援・放課後等デイサービス(多機能)については57%の事業所で発生している。
- ・子どもの特性に合わせた支援を行うための環境、場所スタッフの人数の確保が必要。
- ・達成困難な加算項目が増えていて、職員の根本的な待遇改善につながらず人材確保が難しくなる。

9 計画への反映

- ・障害児通所支援の見込み量算定において、提供量が不足している状況を加味しました。

子ども・子育て支援に関するニーズ調査 結果報告書

1 調査の目的

障害児通所支援利用者の子ども・子育て支援ニーズの把握

2 調査対象

小学6年生以下の障害児通所支援利用者(8~10月更新)の保護者(105名)

3 調査実施期間

令和2年7月1日から令和2年9月30日

4 回収数

70名

5 調査方法

障害児通所支援利用者(8~10月更新)の保護者への更新勧奨に調査票を同封し、窓口または郵送にて回収

6 調査結果

①年齢

~3歳	年少	年中	年長	小1	小2	小3	小4	小5	小6
4人	5人	7人	7人	7人	8人	7人	10人	10人	5人

②性別

男	女	未記入
54人	15人	1人

③居住地

北東部	中央部	鴻南	小郡	川東	川西	徳地	阿東
15人	16人	19人	13人	3人	3人	0人	1人

④現在利用している障害児通所支援等(重複あり)

児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	居宅介護	短期入所
22人	46人	3人	1人	3人



⑤医療的ケアを必要としているか

必要	不要	記入なし
1人	62人	7人

⑥障害児通所支援利用者のうち、新たに保育所等の利用を希望する人数
(令和3年度から令和5年度までの1年平均)

保育所	認定こども園	放課後児童クラブ
0人	0人	5人

7 調査結果から得た現状

障害児通所支援を利用している対象者のうち、5人が放課後児童クラブの利用を希望しています。

8 計画への反映

第二次山口市障害児福祉計画における子ども・子育て支援の必要な見込量に加味しました。



【あ行】

*医療的ケア児(p6,p20,p21,p26,p42,p43,p45)

NICU(新生児集中治療室)等に長期入院した後、引き続きたんの吸引や経管栄養、人工呼吸器の装着など、日常生活を営むために医療的なケアを要する状態にある障がい児。

【か行】

基幹相談支援センター(p22,p23,p24,p50,p51)

障害者自立支援法(現在の総合支援法)の改正により、相談支援体制の強化を目的として平成24年4月から設置されることとなった機関。地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者等に関わる相談支援を総合的に行うことを目的とする。市区町村またはその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができる。本市では、健康福祉部障がい福祉課内に設置している。

グループホーム(p6,p9,p10,p15,p36)

認知症高齢者や障がい者等が、家庭的な環境と地域住民との交流の下、住み慣れた環境で、自立した生活を継続できるように、少人数で共同生活を営む住居。総合支援法においては「共同生活援助」のことをいう。

【さ行】

*サービス等利用計画(p38)

総合支援法において、障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障がい者のニーズや置かれている状況等をふまえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成する計画。指定特定相談支援事業者が作成する。



障害支援区分(p26,p30)

市町村が障害福祉サービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分。

*自立支援協議会(山口市地域自立支援協議会)

(p2,p10,p14,p19,p21,p22,p39,p64)

障がい者が地域で自立した生活を営むことができるよう、相談支援の適正な実施と障害福祉サービスの円滑な利用を図るため、地域の関係者によるネットワークの構築を推進し協議する機関。

身体障害者手帳(資料編)

身体障害者福祉法に定める障がい程度に該当すると認められた場合に本人(15歳未満は、その保護者)の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となる。手帳の等級には、障がいの程度により1級から7級までがある(手帳交付の対象は6級まで)。

精神障害者保健福祉手帳(資料編)

一定の精神障がいの状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて交付される。手帳を取得することで、各種のサービスが受けやすくなる。手帳の有効期間は2年で、障がいの程度により1級から3級までがある。

成年後見制度(p51,p52)

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。法定後見制度と任意後見制度の二つからなる。平成11年の民法の改正等において、従来の禁治産、準禁治産制度が改められ、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の新たな理念のもとに、柔軟かつ弾力的な利用しやすい制度として構築された。

相談支援専門員(資料編)

障がい者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス利用計画を作成する者をいう。実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件となる。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員を置く必要がある。

【た行】

地域移行(p14,p30,p39,p60)

総合支援法において、障害者支援施設、のぞみの園等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を供与することをいう。

地域活動支援センター(p57,p60)

障がい者を対象とする通所施設の一つ。地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与し、障がい者の自立した地域生活を支援する場。センターの運営は総合支援法上、地域生活支援事業として位置づけられる。

*地域包括ケアシステム(p6,p7,p11,p12,p13)

高齢者が要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制。

特別支援学級(資料編)

学校教育法に基づき小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができるとされている学級で、心身に障がいをもつ児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育を行うことを目的とする。児童・生徒は障がいに応じた教科指導や障がいに起因する困難の改善・克服のための指導を受ける。対象となるのは、通常の学級での教育を受けることが適当とされた知的障がい、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴、その他障がいのある人で特別支援学級において教育を行うことが適当なもの。

特別支援学校(資料編)

学校教育法に基づき、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者または病弱者(身体虚弱者を含む。)に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。従来、盲学校、聾学校及び養護学校といった障がい種別に分かれて行われていた障がいを有する児童・生徒に対する教育に



ついて、障がい種にとらわれることなく個々のニーズに柔軟に対応した教育を実施するために、平成18年の学校教育法の改正により創設された。

【な行】

難病(p52,p60)

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」のことを指す。昭和47年の厚生省(当時)の「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方針未確立で、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義している。なお、総合支援法では、難病等(難治性疾患克服研究事業の対象である130の疾患と関節リウマチ)も障がい者の定義に加えられた(平成25年4月1日施行)。

【は行】

*ひきこもり(資料編)

学校や職場に行かず、家族以外との親密な対人関係が持てない状態が半年以上続いている状態。

【ら行】

療育手帳(資料編)

知的障がいがあると判定された人に対して交付されるもので、一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスが受けやすくなる。地域によっては、「愛の手帳」「みどりの手帳」などの名称が使われ、障がい程度の区分も各自治体によって異なる。

WAM NETより引用

ただし*印の用語については、厚生労働省資料等から引用

資料編 計画の策定経過

開催日	審議内容等
令和元年 6月27日	令和元年度第1回山口市障がい福祉施策懇話会 ・ 山口市障がい者きらめきプランの進捗状況 ・ 山口市障害福祉サービス実施計画の進捗状況 ・ 計画策定に係るアンケートの概要
令和元年10月 1日～ 令和元年10月25日	次期山口市障害児福祉計画アンケート調査の実施
令和元年11月 1日～ 令和元年11月27日	次期山口市障害福祉計画アンケート調査の実施
令和2年 2月 3日	令和元年度第2回山口市障がい福祉施策懇話会 ・ 次期山口市障害福祉サービス実施計画策定方針 ・ 計画策定に係るアンケート調査結果
令和2年 7月29日	令和2年度第1回山口市障がい福祉施策懇話会 ・ 山口市障がい者きらめきプランの進捗状況 ・ 山口市障害福祉サービス実施計画の進捗状況 ・ 次期山口市障害福祉サービス実施計画の策定の考え方
令和2年 7月 1日～ 令和2年 9月30日	子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施
令和2年 8月 5日～ 令和2年 8月25日	障害福祉サービス事業所アンケート調査の実施
令和2年 8月 5日～ 令和2年 8月25日	障害児通所支援事業所アンケート調査の実施
令和2年 9月24日	相談支援事業所グループヒアリング調査の実施
令和2年10月 6日	山口市地域自立支援協議会企画運営委員会での意見聴取
令和2年11月 5日	令和2年度第2回山口市障がい福祉施策懇話会 ・ 次期山口市障害福祉サービス実施計画素案
令和2年11月27日～ 令和2年12月28日	パブリックコメントの実施
令和3年 2月 1日	令和2年度第3回山口市障がい福祉施策懇話会 ・ 次期山口市障害福祉サービス実施計画案

山口市障がい福祉施策懇話会設置要綱

(設置)

第1条 山口市障がい福祉施策の進捗状況及び見直しについて、広く有識者等の意見を反映させるため、山口市障がい福祉施策懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 懇話会は、委員27人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、障がい福祉団体関係者、公募により選出された者及び行政機関の職員、その他障がい福祉施策の推進に必要と認められる者のうちから、市長が委嘱する。

(所掌事務)

第3条 懇話会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 障害者計画の策定に関すること。
- (2) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に関すること。
- (3) 障害者計画の推進方策に関すること。
- (4) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進方策に関すること。
- (5) 地域自立支援協議会に関すること。
- (6) その他障がい福祉の向上に関すること。

(任期)

第4条 懇話会の委員の任期は、3年間とする。

2 任期途中で異動が生じた委員の任期は、前任者の任期を引き継ぐものとする。

(会長)

第5条 懇話会に会長を置き、委員の互選によってこれを決める。

2 会長は、懇話会を総理し、懇話会を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第6条 懇話会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開により行うものとする。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、健康福祉部障がい福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営にその他必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

山口市障がい福祉施策懇話会名簿

(順不同敬称略)

種 別	団体名等・役職	氏 名
学識経験者	山口大学教育学部教授（特命）	松 田 信 夫
	山口県立大学社会福祉学部教授	藤 田 久 美
関係団体等	山口市医師会理事	塩 見 浩太郎
	吉南医師会副会長	嘉 村 哲 郎
	山口市民生委員児童委員協議会地域福祉部会長	佐々木 奉 文
	山口市障害者団体連合会会長	高 木 和 文
	山口市身体障害者福祉会会長	番 屋 元 生
	山口市盲人福祉協会会長	村 岡 正
	山口市聴覚障害者福祉会会長	久 保 淑 子
	山口市腎臓病友の会会長	安 永 亮 平
	山口地区精神保健家族会会長	杉 山 節 子
	山口市手をつなぐ育成会会長	福 江 明 久
	済生会山口地域ケアセンター事務局長	津 田 安 史
	社会福祉法人 ひらきの里施設長	松 本 正
	社会福祉法人 博愛会 地域活動支援センターやまぐち施設長	在 木 大 介
	子ども発達支援センター愛施設長	岡 本 実
鳴滝園障害者就業・生活支援センター デパール施設長	三 輪 治 彦	
関係機関	山口商工会議所総務課長	柳 谷 統 子
	山口市社会福祉協議会介護・障がいサービス課長	松 村 一 城
	山口健康福祉センター保健福祉・総務室長	門 田 大
	山口警察署生活安全課長	坂 田 勝 則
	山口南警察署生活安全課長	品 川 大 和
	山口公共職業安定所専門援助部門統括職業指導官	福 田 祐 昭
	山口県立山口総合支援学校進路指導部長	樂 満 恵 子
	山口県立山口南総合支援学校教頭	田 中 幸 雄
公募委員		深 地 裕 子

山口市障害福祉サービス実施計画

発行年月 令和3年3月

発行 山口市

編集 山口市健康福祉部障がい福祉課

〒753-8650 山口県山口市亀山町2番1号

電話 083-934-2794

FAX 083-934-4142

<https://www.city.yamaguchi.lg.jp>